

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

高 知 県 人 事 委 員 会



7 高 人 委 第 9 号
令和 7 年 10 月 14 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

高知県人事委員会委員長 門 田 純 一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、
給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告等を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

別紙第1

報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

I 職員の給与

本委員会は、職員の給与実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「令和7年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は11,589人であって、その平均年齢は41歳4月、平均経験年数は19年3月、男女別構成は男性54.4%、女性45.6%、学歴別構成は大学卒76.4%、短大卒4.0%、高校卒19.6%、中学卒0.1%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、小学校・中学校等教育職、高等学校等教育職、医療職等11種類の給料表が適用されている。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第18項、公立学校職員の給与に関する条例附則第18項及び警察職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、同項の規定により給料月額が決定される職員を除いた11,329人の本年4月における平均給与月額は、376,579円（給料353,762円、扶養手当8,102円、地域手当466円、その他14,249円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員3,914人の平均給与月額は、342,040円（給料320,921円、扶養手当6,695円、地域手当777円、その他13,647円）となっている。

（参考資料Ⅲ 職員給与関係資料 参照）

II 民間給与の調査

1 概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された90事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の者について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各事業所における給与改定の状況等についても調査を行った。あわせて、技能・労務及び医療関係等54職種の者についても同様に給与月額等の調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て88.9%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

なお、本年人事院は、人事行政諮問会議の最終提言を受け、官民給与の比較方法について、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする見直しを行った。

これを踏まえ、本県も、後記のとおり、官民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員の給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

2 調査結果

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は37.0%、ベース改定を中止した事業所の割合は7.2%、ベース改定の慣行のない事業所の割合は55.8%となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は96.4%となっている。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

Ⅲ 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事

務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

1 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ精密に比較したところ、別表第1に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均11,152円(3.26%)下回っていることが明らかとなった。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所における事務・技術等従業員に支払われた特別給(ボーナス)は、別表第2に示すとおり、所定内給与月額4.51月分に相当しており、職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間の平均支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給を0.06月分下回っている。

Ⅳ 物価及び生計費

1 消費者物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で3.6%、高知市で3.8%の増加となっている。

2 標準生計費

家計調査(総務省統計局)を基礎に算定した本年4月における高知市の標準生計費は、2人世帯で156,020円、3人世帯で180,440円、4人世帯で204,850円となっている。

(参考資料Ⅱ 生計費関係資料 参照)

Ⅴ 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が昨年12月に発表した令和6年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表(一)適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は98.7となっている。なお、全都道府県での平均指数は99.7となっている。

Ⅵ 人事院の勧告等の概要

人事院は、本年８月７日、国会と内閣に対し、公務員人事管理及び国家公務員の給与について報告するとともに、公務の給与が月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、月例給について15,014円（3.62％）、特別給について0.05月分引き上げるよう勧告を行った。

勧告等の概要は、次のとおりである。

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し

- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充

- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

- 俸給
 - ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与等の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与等について次のとおり考える。

1 比較方法の見直しについて

人事院は、本年人事行政諮問会議の最終提言を受け、官民給与の比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とし、本府省職員と対応させる東京都特別区に所在する本店事業所の企業規模を「500人以上」から「1,000人以上」とする見直し等を行った。

本県も比較方法の見直しを行うかどうか以下検討する。

(1) 比較対象企業規模

人事院は、国家公務員は、社会の安定と発展を支える原動力であるが、近年、志望者の減少や、若手職員の離職の増加が顕著であり、あらゆる施策を総動員して優秀な人材を確保していくことが求められており、民間企業においては初任給を含む給与水準の大幅な引上げが行われている中、公務における給与も、優秀な人材が魅力と受け止めるようなものとしていく必要があるとした。

また、人事院は、官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象企業規模をこれまでの「50人以上」から「100人以上」とする見直しを行った。

本県においても、近年志望者の減少や若手職員の離職が発生しており、優秀な人材を確保・定着させることが求められている。

行政課題の複雑化・多様化に加え厳しい人材獲得競争を前提とした公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められているのは本県も同様であり、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

よって、国と同様に、比較対象企業規模をこれまでの「50人以上」から「100人以上」とすることが適当である。

(2) 比較における対応関係

人事院は、本府省職員については現在、東京都特別区に所在する企業規模500人以上の本店事業所の従業員と対応させているが、本府省の業務の特殊性・困難性の高まり等から東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員

と対応させる見直しを行った。

なお本県は、従来から東京都特別区に所在する本店事業所の従業員とは対応させていないため、その取扱いを見直す必要はないと考えられる。

2 本年の給与等に関する事項

- (1) 本委員会が調査を行った民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、4割近くの事業所がベースアップを、9割以上の事業所が定期昇給を実施しているほか、初任給について、高卒、大卒ともにこれまでの調査で最高水準となったことが認められた。

月例給については、職員の給与が民間給与を11,152円（3.26%）下回っていることが認められた。

また、特別給については、職員の年間支給月数（4.45月分）が民間の年間支給割合（4.51月分）を下回っていることが認められた。

- (2) 人事院は、本年の国家公務員の給与のうち月例給については、公務が民間を15,014円（3.62%）（比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする見直しのみを行い、本府省と対応させる企業規模を東京23区本店「500人以上」から「1,000人以上」とする見直しを行わなかった場合は11,891円（2.87%）下回っていることから、大卒程度に係る初任給を12,000円、高卒者に係る初任給を12,300円引き上げ、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた引上げ改定を行うよう勧告した。また、特別給についても、公務の支給月数が民間の支給割合を0.05月下回っており、0.05月分引き上げるよう勧告した。

- (3) 職員の給与については、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則を踏まえ、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、次のように措置することが必要である。

ア 給料表

本年4月時点で、職員の月例給が民間給与を11,152円（3.26%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、民間の初任給が過去最高水準であるほか、本県の初任給

が他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保及び定着の観点から、初任給を大きく引き上げるとともに、30歳台後半までの職員に重点を置いて改定を行うこと。

具体的には、高校卒業程度試験採用職員の初任給を12,300円、大学卒業程度試験採用職員の初任給を12,000円引き上げることとし、30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うこと。その他については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行うこと。定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行うこと。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うこと。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

イ 初任給調整手当等

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当については、医師及び歯科医師の人材確保を図ることを目的として支給月額の限度の引上げを行うこととする国家公務員の改定に準じて改定を行うこと。

また、定年前再任用短時間勤務職員等の給与について、医療職給料表(1)の適用を受ける者に対し、職員の給与に関する条例第11条の3の規定による地域手当を支給すること。

ウ 通勤手当

人事院は、民間の支給状況等を踏まえ、自動車等使用者に対する通勤手当の引上げ、新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設に係る報告及び勧告を行い、また、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう見直すよう報告を行った。本県においても、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を踏まえ、所要の措置を講ずること。

エ 宿日直手当

宿日直手当について、国家公務員の改定に準じて改定すること。

オ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の特別給の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とすること。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、来年度以降については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分すること。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げること。

カ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくために月例給与水準が地域別最低賃金の相当する額を下回る場合にその差額を補填するための手当を措置することとしており、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

- (4) 人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを行っており、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告するとしている。

その中で、令和7年においても、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から手当等の見直しの勧告を行った。

本県における給与制度とその運用は、基本的には国家公務員に準じており、国家公務員の給与制度における課題と同様の課題を抱えているため、本県の実情も考慮しながら、国家公務員に対する制度改正の趣旨に沿って所要の措置を講ずることが情勢適応の原則及び均衡の原則にかなうものであると考える。

したがって、次のように措置することが必要である。

ア 在級期間表について

国家公務員の制度の見直しを踏まえつつ、本県の任用の実情も考慮した上で見直すこと。

イ 転勤する職員に対する給与上の措置について

国の取扱いに準じた見直しを行うこと。

なお、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当については、国の動向を注視

する必要があること。

3 教育職員の給与制度等

昨年の本委員会の報告の中で「中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の答申が出され、その中で、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進など学校における働き方改革の更なる加速化とともに、教師の処遇改善などについても言及がなされており、本県においても、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。」としていたところであるが、その後「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、本年6月18日に公布された。

これにより、令和8年1月から、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとされ、あわせて教職調整額を段階的に引き上げることとされた。

法の趣旨を踏まえた適切な処遇を実現する観点から、速やかに必要な措置を講ずる必要がある。

また、改正法により、令和8年4月から主務教諭の職の設置が可能となることから、本県においても、その設置及び処遇について調査・研究を進めていく必要がある。

さらに、国において、改正法の趣旨を踏まえ、義務教育等教員特別手当等を見直す方針が示されていることから、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、必要な見直しを検討する必要がある。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要である。

職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、引き続き十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

4 公務運営に関する事項

(1) 人材の確保

社会や経済をめぐる情勢が大きく変化する中、複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、意欲ある多様で有為な人材を県内外から確保し、職員のキャリアや適性等を踏まえた効果的な能力開発を進めていくことが重要である。

人材の確保については、若年人口の減少、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりなどを背景に、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中、本県の職員を志望する者は、総じて減少傾向にあり、特に、技術系の人材を確保していく上で、非常に厳しい状況にある。

このため、社会人経験者採用試験のU I J ターン枠「土木」「農業」「林業」「行政（デジタル）」「電気」の実施などの試験制度の見直しを行うとともに、受験者の確保に向けて、インターネットを活用したオンラインでの説明会の開催、動画やSNSによる採用関連の情報発信など、募集活動や広報活動の充実・強化を行ってきたところである。

受験者数の増加に向けて、大学卒業程度試験のチャレンジ型については、民間企業等で活用されている試験問題を使用し、昨年度からは試験日程を約2か月先行し第1次試験を4月に実施するとともに、受験年齢上限を引き上げたところである。引き続き学生等にとって、より受験しやすく時代に即した試験となるよう、採用試験の在り方について更なる検討を進める必要がある。次代の県政を担う意欲ある多様で有為な人材を確保するために、今後も任命権者と連携し、特に若年層に向けて、公務の魅力ややりがいについて、情報発信の内容やタイミングなどを工夫し、発信強化に取り組んでいく必要がある。

このような状況のもとでは、人材確保に資する処遇改善の取組が不可欠であり、昨年度に引き続き国家公務員と同様の初任給の改善をはじめとする若年層の給与水準の引上げ等が必要である。

また、近年、在宅勤務や時差出勤などの柔軟な働き方が広がっている中、現在、本県では「短時間勤務職員」を導入する準備を進めているところである。任命権者は、こうした取組を通じて職員が働きやすい勤務環境を整備することなどにより、公務職場の魅力をより一層高めていく必要がある。

令和5年4月から定年の段階的な引上げが実施されており、任命権者においては、多様な分野で再任用職員をはじめとする豊富な知識・技術・経験等を持つ高齢層職員が適材適所で活躍できるよう、十分な配慮が求められる。また、それぞれの世代の職員が活躍できるように、人事管理や職場環境の整備を進めることが重要である。

さらに、新規採用職員の安定的・計画的な確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理に努めていく必要がある。

また、会計年度任用職員について、任命権者は、制度の趣旨を踏まえ、引き続き、適正な任用や勤務条件の確保を図り、適切な運用に取り組む必要がある。

(2) 人材の育成

行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化する中で、個々の職員の成長を促進するために、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行っていくことができる環境づくりが重要である。

任命権者においては、引き続き、職員の士気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図るとともに人材の多様性を高めていくための取組を実施することが重要である。

その中でも、人事評価制度は、勤務実績に基づく任用・給与などの人事管理、職員の能力育成や意欲の向上などを図るための重要な仕組みである。

制度導入後、職員の人事評価制度への理解も進み、知事部局では高い水準で職員から肯定的に評価されており、安定的な制度運用がなされてきているといえる。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、任命権者においては、引き続き、目標設定制度による面談など、管理職員と部下職員のコミュニケーションの機会を積極的に捉えて職員の能力・実績や業務の遂行状況などを的確に把握し、その結果をもとに、指導・助言を行うとともに、任用、給与等に一層適切に反映できる仕組みとなるよう、常に工夫や改善の視点を持ちながら、人事評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要である。

そのほか、職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備として、女性が働きやすい職場づくりをはじめ、仕事とライフイベントの両立支援などを推進するとともに、女性職員の管理職への登用に向けたキャリア形成の支援、事例集の活用を通じた職場内研修（OJT）、職員が自主的に選択できる研修などによるキャリア形成の支援、職務能力の発揮に留意した人事配置などに取り組むことが重要である。また、職務経験を有する中途採用などの採用形態の多様化を踏まえたキャリアパスの構築、障害のある職員の活躍推進、高齢層職員の能力と経験の本格的活用等に取り組むことが重要である。

さらに、職員が離職することなく、リスクリングや国際貢献活動等に取り組み、キャリア形成ができるよう、国や他の自治体などでも導入されている自己啓発等休業制度及び修学部分休業制度などについても検討すべきである。

(3) 総実勤務時間の短縮

各職員が能力を最大限発揮するためには、心とからだ健康であることが大切であり、その環境整備のためには、デジタル技術を活用した業務の効率化など、

働き方改革による総実勤務時間の短縮が極めて重要である。

ア 時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持や公務能率の向上のほか、公務職場の魅力向上による人材確保等の観点からも、重要な課題である。

そのために、業務のスクラップや業務改善などに引き続き取り組んでいくことが必要である。

本県においては、令和元年度に人事委員会規則を改正し、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則として月45時間、年360時間以内と設定した。

時間外勤務の上限の設定や、任命権者によるこれまでの対策により、知事部局では令和6年度の1箇月の時間外勤務が100時間以上となった過重勤務者数が、上限規制導入前年の平成30年度から半減している。

また、令和6年度は南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応等に要する時間外勤務は増加したものの、各種主要計画の改定業務が終了したことなどにより、職員1人当たりの時間外勤務は前年度と比較しやや減少している。

なお、依然として特定の所属及び職員に業務が集中しているという状況もある。

管理的地位にある職員においては、職員の勤務時間管理は自らの重要な職責であることを強く自覚し、時間外勤務の事前命令の徹底や業務の簡素・合理化、業務配分の見直しなどの組織マネジメントの強化に引き続き取り組むことが重要である。

また、任命権者においては、業務効率化に資する、RPAやAIなどを活用した職場DXの取組により、一部業務で大幅な改善が行われており、今後も「第2期高知県デジタル化推進計画」などに沿って、ノーコードツールの活用やスマートオフィス化など、生産性の向上という観点から、これらの取組の拡充及び着実な実施により時間外勤務の縮減に一層取り組むことが求められる。

なお、災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員に対しては、時間外勤務の上限の時間を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。

その場合、任命権者は上限を超えて時間外勤務を命じた要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

本委員会としても、任命権者によるこれらの検証等の結果を把握しつつ、適切な運用が図られるよう、引き続き上限規制の遵守状況の把握に努め、任

命権者に対し助言等を行っていく。

また、年次有給休暇については、任命権者において、業務の実態に応じて計画的・連続的な休暇取得が促進されるよう、職員一人一人が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要である。

なお、知事部局においては、時間外勤務は特別な労働であるとの意識変化を促し、所定の労働時間内で仕事を終わらせようという意識醸成を図るために、時間外勤務手当の割増率の時限的引上げなどの取組を導入する準備を進めている。

これらを真に実効性ある取組とするためには、制度導入と併せて、その効果を適切に検証・分析することが必要である。

当委員会としても、動向を注視しつつ、必要に応じて助言等を行う。

イ 学校現場における教育職員の負担軽減

近年、不登校の増加やヤングケアラー等の多様な背景を持つ子どもへの支援など、学校が対応する課題が複雑化・困難化するとともに、保護者や地域からの学校に対する要望も多く、教育職員の負担は増大しており、長時間勤務や多忙化の解消など、学校における働き方改革の推進は全国的な課題となっている。

教育委員会においては、昨年8月27日に中央教育審議会から出された答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を踏まえ、「学校・教師が担う業務に係る3分類」による業務の明確化・適正化の一層の徹底を進めるとともに、高知県教育振興基本計画における主な施策の一つである働き方改革の推進のため、教材等のデジタル化及び共有化、校務支援システムの導入、自動採点システムなどの校務効率化ツールの導入促進など、教育職員の業務負担軽減に向けた取組を行ってきた。

これらの取組により、令和6年度の「学校・教師が担う業務に係る3分類」に係る取組の実施率は、令和5年度と比較し、多くの項目で上昇するなど、一定の成果は見えるものの、高知県教育振興基本計画において定めるKPIのひとつである「すべての教職員において時間外在校等時間月45時間超の月を年間3月以内に抑える」などは目標に達しておらず、依然として、教育職員の長時間勤務や多忙化などの課題は解消されていない状況である。

教育委員会においては、本年度から、学校における働き方改革に関する専門的知見を有するコンサルティング業者が直接学校に入り、伴走支援を行う

「学校における働き方改革推進モデル校事業」などの新たな取組も実施しているところであるが、引き続き、教育職員の働き方改革や業務負担軽減に向けて、休憩時間等の確保も含め、時間外在校等時間の把握による勤務時間管理を徹底するなど、教育職員の健康やワーク・ライフ・バランスを確保できる環境を整備する必要がある。

また、教育職員の時間外在校等時間やワーク・ライフ・バランス等にも少なからず影響を与えると考えられる育休や産休、病休などに伴う職員の代替者の配置については、教員免許を有しながら教職に就いていない方を対象にした相談会の実施による潜在教員の掘り起こしなど、様々に取り組んできているが、十分には確保できている状況とはいえないことから、SNS等も活用し、潜在教員の掘り起こしなどを引き続き進めるとともに、市町村教育委員会とも連携し、更なる人員の確保に努めることが重要である。

なお、政府が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、2029年度までに教育職員の時間外在校等時間を月30時間程度まで縮減することが目標として示され、同月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」

(以下「改正法」という。)において、学校における働き方改革の更なる加速に向けて、各教育委員会は、令和8年4月から、文部科学大臣が定める指針に即して、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)の策定や当該計画の実施状況の公表等を義務付けられることとなった。

加えて、改正法において、都道府県教育委員会には、市町村教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び実施にあたって、指導・助言等を行う努力義務も定められているところである。

教育委員会においては、改正法の趣旨を鑑み、県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するとともに、市町村立学校の教育職員の同計画を策定・実施する市町村教育委員会とも密に連携し、教育職員の働き方改革や業務負担軽減を確実に推進していくことが重要である。

本委員会として、これまでも教育職員の負担軽減について言及をしてきたところであるが、今後とも、教育職員の処遇の改善を含め、これらの新しい動きを注視していく。

(4) 多様な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員が能力を発揮し、県民のニーズにしっかりと対応するには、ワーク・ライフ・バランスを確保し、公務能率を維持したうえで、個々の職員の事情を尊重した働きやすく魅力ある職場環境を整えることが重要である。

任命権者においても、職員個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、早出遅出勤務や在宅勤務等の取組を進めてきたところであるが、引き続き、こうした取組を着実に推進していく必要がある。

特に在宅勤務等は、感染症や災害発生時における業務継続の観点に加え、育児・介護等のために時間に制約がある職員や様々な働き方を希望する職員のニーズにも応えられるなど、ワーク・ライフ・バランス等の観点からも有効な働き方である。

昨年８月からテレワークのためサテライトオフィスを利用可能な対象職員を拡充したほか、本年４月からは、テレワークの実施回数の制限を撤廃し、併せて、在宅勤務等手当を導入するなど、多様な働き方を推進するとともに、その機運の醸成を図る取組を進めている。

今後も、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方の更なる推進のため、場所や紙にとらわれないスマートオフィスの拡大などについて、引き続き検討を行うことが必要である。

勤務間インターバル（職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間）については、国において昨年４月からその確保が努力義務とされており、これを踏まえ、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの確保等の観点から、任命権者においても昨年８月から努力義務として取組を推進しているところである。

勤務間インターバルの確保は職員の健康維持に資するものであり、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要なものであるため、任命権者においては、昨年度からの取組状況を把握し、国の動向等も注視しつつ、より実効性ある制度とするための検討を行うとともに、職員に対する周知・啓発等にも取り組む必要がある。

また、多様で柔軟な働き方を更に推進していくためには、既存制度の見直しや現行の早出遅出勤務などの活用に加え、フレックスタイム制の導入についても、職場の実情等を踏まえつつ検討することが必要である。

加えて、導入する準備を進めている「短時間勤務制度」については、人材確保に資する、多様で柔軟な働き方を可能とするという本制度の趣旨に沿うよう、「短時間勤務職員」として採用された職員が、働き方支援休暇を適切に取得可能

な環境を整備するなど、適正な制度の運用に十分留意する必要がある。

さらに、本年6月に総務省「地方公務員の働き方に関する分科会」から出された「地方公務員の兼業について報告書」では、人口減少による担い手不足などの社会情勢の変化や、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりなどにより、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが必要であり、また、このような環境を整備することは離職防止や人材確保の観点からも有用であることが示された。

任命権者においては、当該報告書の趣旨を踏まえ、職員が兼業を行うにあたっての環境整備等について検討し、適切な対応を行うことが求められる。

(5) 働きやすい職場づくり・仕事と生活の両立支援

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、年齢や性別などにかかわらず、職員が能力を最大限発揮でき、人材確保の観点からも魅力ある職場となるには「共働き・共育て」のような仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに取り組む必要がある。

仕事と生活の両立を支援することは、職員の福祉の増進及び公務能率の維持・向上に資することはもとより、次世代育成支援などの観点からも重要である。

任命権者においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」である「高知県職員子育てサポートプラン」を策定し、男性職員の育休等取得支援プログラム等の取組を推進してきたところである。

本計画で目標値を設定した男性職員の育児休業取得率について、知事部局では、本計画策定前の令和元年度では18%であったところ、令和6年度は98.7%と大幅に上昇しており、取組の成果が現れている。

本年4月に新たな「特定事業主行動計画」として策定された「高知県職員共働き・共育てサポートプラン～県庁が隗より始める『共働き・共育て』～」では、男性職員の1か月以上の育児休業取得率を令和11年度末までに100%とする高い目標が掲げられており、この目標の達成に向けて、一層の取組の推進が求められるところである。

なお、令和7年度の高知県労働環境等実態調査の速報値によると、県内企業における男性育休取得率は46.8%と、全国より6ポイント高い状況であり、県内企業においても育児休業を取りやすい環境が広がりつつある。

本計画を着実に実行し、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを進めていくことが必要である。

また、このことが、ひいては県全体で「共働き・共育て」の生活スタイルを推進していくことにつながることを期待する。

加えて、昨年５月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法」の改正に伴い、本県においても条例や規則等の改正を行っており、任命権者においては、これらに基づき育児や介護等の事情に応じて利用できる制度について対象者に説明を行うなど適切な措置を講じることが求められる。

任命権者においては、妊娠、出産、育児、介護等と仕事の両立を支援する制度や多様な働き方を可能とする各種制度が広く活用されるよう、引き続き制度の趣旨等について全ての職員に周知啓発を行うとともに、本年度から実施されている「共育て支援プログラム」を活用し、休暇制度等の説明やバックアップ体制の整備を進めるなど、管理職員を含む周囲の職員の意識醸成を図り、育児を行う職員等をサポートする体制を職場全体で構築していくことが重要である。

(6) 職員の健康管理

職員が公務を効率的かつ的確に遂行する上で能力を発揮し続けるには、一人一人が、心もからだも健康に、安心して働くことができることが重要である。

任命権者においては、これまでも各種健康診断や保健指導等に取り組んできたところであるが、特に、メンタル不調による長期病休者は毎年相当数に上っている。

職員の健康管理や公務能率の観点からも、引き続き職員の健康管理に関する取組を推進することはもとより、メンタルヘルス対策については、より重点的な取組が求められる。

メンタルヘルス対策として、任命権者においては、予防のためのメンタルヘルスに関する情報の提供、早期発見・早期対応のための体制整備、円滑な職場復帰と再発防止に向けた取組の実施など、各種対策を体系的に行っている。

近年、若年層のメンタル不調による長期病休者数が増加傾向にあることを踏まえ、任命権者においては、メンター制度による困りごとや悩み相談・助言等のサポートなどに取り組んでいるが、若手職員のメンタル不調の割合は依然として高い状況であり、若年層のメンタル不調に対する取組をより一層推進することが重要である。

また、ストレスチェックに関しては、制度をより効果的なものとするためにも、受検率の向上に引き続き留意し、検査結果を活用して必要な措置を講ずるなど適切な対応が求められる。

さらに、在宅勤務等を活用した柔軟な働き方は、職員のワーク・ライフ・バランスに資するものであるが、一方で、長時間労働になりやすい、コミュニケーションが取りづらいなど、メンタル不調につながるおそれも指摘されている。

任命権者においては、引き続き職場のコミュニケーションを図り、職員の健康状態の把握、メンタルヘルスの確保に留意するなど、よりきめ細かな職員の健康への配慮が必要である。

(7) ハラスメントの防止

ハラスメントとは、言葉や行動による嫌がらせ行為であり、職員の能力発揮を妨げ、公務の円滑な運営に重大な支障をもたらすのみならず、就業意欲を低下させ、職場環境を悪化させるとともに、職員個々の人格や尊厳を深く傷つける行為であり、決してあってはならないものである。

任命権者においては、全職員を対象とする研修の実施のほか、啓発式アンケートの実施など、ハラスメント防止に向けた取組を行っている。

しかしながら、アンケート結果では、ハラスメントに該当すると疑われる事例が相当数見受けられる状況に大きな変化はない。

そのため、任命権者においては、職員からの相談内容やアンケート結果を踏まえ、研修内容をより充実させるとともに、集合研修が困難な場合はeラーニングやWeb会議を用いて、全職員に対し研修の機会を設けるなど、ハラスメント防止に向けた更なる努力を行う必要がある。

また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど、各種ハラスメント防止のため、引き続き取組を推進していくことが求められる。

加えて、ハラスメント防止の取組を徹底することはもとより、ハラスメント事案の速やかな解決を図ることも極めて重要である。

任命権者においては、早期対応・早期解決に資するよう、相談窓口のより一層の周知に努めるとともに、職員にとって相談しやすい体制となっているかを相談者の視点に立って常にチェックし、ハラスメント事案が発生した場合には、被害を受けた方に寄り添いながら、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するなど、更に実効性のある対策につなげていくことが求められる。

教育委員会においては、県費負担教職員の服務監督権を有する市町村教育委員会とともに相談窓口体制の更なる充実を図るなど、市町村教育委員会とも一層の連携を図り、対策に取り組む必要がある。

また、本年6月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及

び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、従業員をカスタマー・ハラスメントから守るための防止措置を講ずることが事業主に義務付けられた。

任命権者においては、悪質なカスタマー・ハラスメントから職員を守り、安心して働ける職場環境づくりを進めるため、民間労働法制の施行に遅れることなく対策を講ずる必要がある。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

県行政は、県民の信頼のもとに成り立つものであることから、各任命権者におかれては、その信頼に応えるために、職員一人一人が全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の遂行に精励するよう、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が自己の持つ適性や能力を存分に発揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要である。

各職員におかれても、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に精励し、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たされるよう要望する。

別表第1 職員の給与と民間給与との較差（月例給）

民間給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
353,192円	342,040円	11,152円 (3.26%)

別表第2 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		高 知 県	全 国	
			事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与月額	下半期 [A 1]	円 328,374	円 404,555	円 304,960
	上半期 [A 2]	円 335,654	円 414,812	円 314,106
特別給の支給額	下半期 [B 1]	円 702,907	円 901,079	円 607,703
	上半期 [B 2]	円 795,893	円 1,005,723	円 623,923
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B 1}{A 1} \right]$	月分 2.14	月分 2.23	月分 1.99
	上半期 $\left[\frac{B 2}{A 2} \right]$	月分 2.37	月分 2.42	月分 1.99
年 間 の 平 均		4.51月分	4.65月分	

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 「全国」の年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めた年間の平均である。

3 本県の特別給は、事務・技術等従業員の支給状況である。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

別紙第2

勸告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を改正することを勧告する。

1 令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための改正

(1) 職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の改正

ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

ウ 通勤手当について

(ア) 36,800円以内で定めるとされている自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を、本県の通勤事情等を考慮して算定し直した額に改定すること。

(イ) 新たに追加する使用距離区分に係る(ア)で改定した額を、本県の通勤事情等を考慮して算定した額に改定すること。

(ウ) 自動車等を使用することを常例とする職員又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対し、5,000円以内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(エ) 通勤手当の条項の第4項について、同項で定める合計する額に(ウ)で支

給することとした駐車場に係る手当の額を含めること。

エ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち、職員の給与に関する条例第19条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項に定めるものは7,700円、公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるものは6,400円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、33,750円、11,550円、9,600円）とすること。

オ 特勤勤務手当に準ずる手当について

職員が公署又は県立学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合に支給されている特勤勤務手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署若しくは特勤県立学校又は準特勤公署若しくは準特勤県立学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員に対しても支給すること。

カ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

医療職給料表(1)の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員に対し、職員の給与に関する条例第11条の3の規定による地域手当を支給すること。

キ 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(ア) 令和7年12月期

- a 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1.275月分（特定幹部職員にあっては、1.075月分）
- b 定年前再任用短時間勤務職員 0.7月分（特定幹部職員にあっては、0.6月分）

(イ) 令和8年6月期以降

- a 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
 - (a) 6月期の支給割合 1.262月分（特定幹部職員にあっては、1.062月分）
 - (b) 12月期の支給割合 1.263月分（特定幹部職員にあっては、1.063月分）
- b 定年前再任用短時間勤務職員
 - (a) 6月期の支給割合 0.687月分（特定幹部職員にあっては、0.587月分）
 - (b) 12月期の支給割合 0.688月分（特定幹部職員にあっては、0.588月分）

分)

ク 勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(ア) 令和7年12月期

a 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 1月分(特定幹部職員にあつては、1.2月分)

b 定年前三任用短時間勤務職員 0.513月分(特定幹部職員にあつては、0.613月分)

(イ) 令和8年6月期以降

a 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員

(a) 6月期の支給割合 0.988月分(特定幹部職員にあつては、1.188月分)

(b) 12月期の支給割合 0.987月分(特定幹部職員にあつては、1.187月分)

b 定年前三任用短時間勤務職員 0.5月分(特定幹部職員にあつては、0.6月分)

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 現行の給料表を別記第2のとおりに改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(ア) 令和7年12月期 0.97月分

(イ) 令和8年6月期以降 0.96月分

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(ア) 令和7年12月期 0.855月分

(イ) 令和8年6月期以降 0.845月分

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 現行の給料表を別記第3のとおりに改定すること。

イ 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(ア) 令和7年12月期 1.725月分

(イ) 令和8年6月期以降 1.705月分

(4) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の改正

医療職給料表(1)の適用を受ける暫定再任用職員に対して、職員の給与に関する条例第11条の3の規定による地域手当を支給すること。

2 教育職員の給与制度等の改正

(1) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の改正

教職調整額の支給割合を100分の10とすること。ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合は次のとおりとすること。

ア 令和8年1月1日から同年12月31日まで 100分の5

イ 令和9年1月1日から同年12月31日まで 100分の6

ウ 令和10年1月1日から同年12月31日まで 100分の7

エ 令和11年1月1日から同年12月31日まで 100分の8

オ 令和12年1月1日から同年12月31日まで 100分の9

(2) 公立学校職員の給与に関する条例の改正

ア 1の(1)アにより改定した給料表を、前項の教職調整額の引上げを考慮し別記第4のとおり改定すること。

イ 義務教育等教員特別手当の月額を8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める額とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のキの(ア)、1の(1)のクの(ア)、1の(2)のイの(ア)、1の(2)のウの(ア)及び1の(3)のイの(ア)については令和7年12月1日から、2については令和8年1月1日から、1の(1)のイ、1の(1)のウの(イ)、1の(1)のウの(ウ)、1の(1)のウの(エ)、1の(1)のカ、1の(1)のキの(イ)、1の(1)のクの(イ)、1の(2)のイの(イ)、1の(2)のウの(イ)、1の(3)のイの(イ)及び1の(4)については令和8年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	193,100	241,300	274,600	311,500	335,700	370,200	448,900	484,000	536,900
	2	194,200	242,500	275,700	313,000	337,200	371,800	454,800	489,500	542,400
	3	195,400	243,600	276,800	314,500	338,800	373,700	459,700	494,200	547,500
	4	196,500	244,700	277,900	316,000	340,400	375,500	463,600	498,800	551,600
	5	197,600	245,900	279,100	317,300	342,100	377,400	467,400	502,800	555,000
	6	198,700	247,200	280,400	318,600	343,800	379,100	470,300	506,200	557,600
	7	199,800	248,400	281,500	319,800	345,500	380,800	473,200	509,100	560,200
	8	200,900	249,800	282,600	321,100	347,300	382,300	475,400	511,600	562,700
	9	202,000	250,300	283,600	322,800	349,000	383,800		513,600	564,700
	10	203,600	251,600	284,600	324,200	350,700	385,700			
	11	205,200	252,800	285,900	325,700	352,400	387,100			
	12	206,700	254,000	286,700	327,200	354,000	388,700			
	13	208,300	255,100	287,900	328,700	355,700	390,300			
	14	210,000	256,600	289,300	330,300	357,400	392,100			
	15	211,700	258,200	291,100	331,800	359,200	393,900			
	16	213,400	259,800	292,600	333,500	361,000	395,500			
	17	215,200	261,100	294,100	335,200	362,600	397,500			
	18	217,200	262,700	295,400	336,900	364,400	399,300			
	19	219,100	264,000	296,600	338,600	366,000	401,100			
	20	221,100	264,800	297,800	340,300	367,700	402,800			
	21	223,100	265,400	299,400	341,800	369,100	404,600			
	22	225,100	266,600	300,900	343,600	371,000	406,200			
	23	227,100	267,800	302,200	345,400	372,300	407,800			
	24	229,100	269,000	303,500	347,200	373,800	409,300			
	25	231,100	270,100	304,600	348,700	375,200	411,000			
	26	232,800	271,400	305,700	350,500	376,800	412,100			
	27	234,400	272,300	306,700	352,300	378,300	413,300			
	28	235,900	273,300	307,900	354,100	379,700	414,300			
	29	237,200	274,100	309,100	355,600	381,600	415,400			
	30	238,200	274,800	310,400	357,600	382,900	416,500			
	31	239,200	275,500	311,700	359,000	384,300	417,600			
	32	240,200	276,400	313,000	360,600	385,700	418,700			
	33	241,200	277,100	314,100	362,100	387,200	419,700			
	34	242,000	278,200	315,400	363,800	388,300	420,200			
	35	242,800	279,300	316,600	365,500	389,400	420,800			
	36	243,700	280,300	318,000	367,100	390,300	421,300			
	37	244,500	281,000	319,400	368,800	391,300	422,100			
	38	245,300	282,000	320,900	370,300	392,100	422,800			
	39	245,900	283,100	322,300	371,900	393,000	423,400			
	40	246,500	284,100	323,700	373,500	393,700	424,100			

41	247, 000	285, 100	325, 300	375, 100	394, 700	424, 900
42	247, 900	285, 800	326, 600	376, 300	395, 400	425, 600
43	248, 600	286, 600	327, 800	377, 300	396, 100	426, 300
44	249, 500	287, 300	329, 000	378, 200	396, 800	427, 000
45	250, 200	287, 700	329, 900	379, 200	397, 700	427, 700
46	250, 800	288, 400	331, 400	380, 200	398, 200	428, 400
47	251, 600	289, 000	332, 600	381, 200	398, 800	429, 100
48	252, 200	290, 000	333, 900	382, 100	399, 400	429, 800
49	252, 800	290, 600	335, 100	383, 000	400, 100	430, 400
50	253, 100	291, 400	336, 700	383, 600	400, 700	431, 100
51	253, 400	292, 000	337, 800	384, 200	401, 300	431, 700
52	253, 700	292, 800	339, 000	384, 800	402, 000	432, 400
53	254, 100	293, 200	340, 100	385, 400	402, 500	432, 900
54	254, 400	294, 100	341, 000	385, 900	403, 200	433, 500
55	254, 600	294, 900	342, 000	386, 400	403, 900	434, 200
56	254, 800	295, 800	342, 900	387, 000	404, 600	434, 900
57	255, 100	296, 500	344, 000	387, 500	405, 100	435, 400
58	255, 300	297, 300	344, 900	388, 100	405, 800	436, 100
59	255, 600	298, 100	345, 700	388, 800	406, 500	436, 800
60	255, 800	298, 900	346, 600	389, 500	407, 200	437, 500
61	256, 100	300, 000	347, 500	390, 000	407, 700	438, 000
62	256, 400	300, 600	348, 200	390, 700	408, 400	438, 700
63	256, 700	301, 100	348, 800	391, 400	409, 100	439, 400
64	256, 900	301, 600	349, 400	392, 100	409, 800	440, 100
65	257, 100	302, 000	350, 300	392, 600	410, 300	440, 600
66	257, 300	302, 500	350, 900	393, 300	411, 000	
67	257, 500	302, 900	351, 600	394, 000	411, 600	
68	257, 700	303, 500	352, 100	394, 700	412, 300	
69	257, 900	304, 000	352, 600	395, 200	412, 700	
70	258, 100	304, 500	353, 100	395, 800	413, 400	
71	258, 400	304, 800	353, 600	396, 400	414, 100	
72	258, 700	305, 200	354, 100	397, 000	414, 800	
73	259, 000	305, 600	354, 500	397, 700	415, 300	
74	259, 300	305, 800	354, 800	398, 300	416, 000	
75	259, 600	306, 000	355, 100	398, 800	416, 700	
76	259, 900	306, 300	355, 600	399, 400	417, 400	
77	260, 200	306, 600	356, 100	400, 000	417, 900	
78	260, 500	306, 900	356, 600	400, 600		
79	260, 800	307, 200	357, 100	401, 200		
80	261, 100	307, 500	357, 600	401, 800		
81	261, 400	307, 800	358, 100	402, 500		
82	261, 700	308, 100	358, 600	403, 100		
83	262, 000	308, 400	359, 100	403, 700		
84	262, 300	308, 800	359, 600	404, 300		
85	262, 600	309, 100	360, 000	405, 000		
86	262, 900	309, 300	360, 500			
87	263, 200	309, 600	361, 000			
88	263, 500	309, 900	361, 500			

	89	263,800	310,100	361,800						
	90	264,100	310,400	362,300						
	91	264,300	310,700	362,800						
	92	264,500	310,900	363,300						
	93	264,700	311,100	363,600						
	94		311,400	364,000						
	95		311,700	364,500						
	96		312,100	365,000						
	97		312,300	365,300						
	98		312,700	365,700						
	99		313,000	366,100						
	100		313,400	366,500						
	101		313,600	367,000						
	102		314,000	367,400						
	103		314,400	367,800						
	104		314,800	368,200						
	105		315,000	368,700						
	106		315,400	369,100						
	107		315,800	369,500						
	108		316,200	369,900						
	109		316,400	370,300						
	110		316,700							
	111		317,100							
	112		317,500							
	113		317,700							
	114		318,100							
	115		318,500							
	116		318,900							
	117		319,100							
	118		319,400							
	119		319,700							
	120		320,000							
	121		320,300							
	122		320,600							
	123		320,900							
	124		321,200							
	125		321,600							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	198,700	226,400	272,300	293,600	309,700	336,300	380,000	415,400	469,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	193,500	247,200	338,600	391,500	468,000
	2	194,600	250,700	341,100	393,300	478,900
	3	195,800	253,100	343,500	394,900	489,200
	4	196,900	255,600	345,700	396,500	499,300
	5	198,000	257,500	348,000	398,200	509,400
	6	199,300	259,200	349,900	399,700	519,700
	7	200,600	261,000	352,100	400,900	528,700
	8	201,900	262,800	354,400	402,900	536,700
	9	203,000	264,400	356,100	404,500	544,500
	10	205,200	265,900	357,800	405,900	551,600
	11	207,100	267,500	359,500	407,200	557,100
	12	209,100	269,100	360,900	408,800	561,600
	13	210,900	271,000	362,400	410,000	564,600
	14	213,300	273,100	363,700	412,000	566,600
	15	215,400	275,000	364,700	413,400	
	16	217,500	277,200	365,900	414,900	
	17	220,300	278,100	367,600	416,400	
	18	223,100	280,700	368,500	418,200	
	19	226,000	282,900	369,800	419,700	
	20	228,700	285,400	370,800	421,500	
	21	231,700	287,900	372,100	423,200	
	22	233,300	290,400	373,200	424,300	
	23	235,000	292,800	374,400	425,500	
	24	236,900	295,200	375,500	426,900	
	25	238,500	297,700	376,600	428,500	
	26	240,600	300,100	377,900	429,800	
	27	242,700	302,300	378,900	431,300	
	28	244,900	304,200	380,000	432,600	
	29	246,900	305,600	381,200	434,200	
	30	247,800	307,200	382,100	435,700	
	31	248,700	308,800	382,700	437,300	
	32	249,700	310,400	383,500	438,700	
	33	250,900	311,900	384,300	440,100	
	34	252,600	313,800	385,000	441,500	
	35	254,400	315,500	386,000	442,900	
	36	255,800	317,200	386,900	444,300	
	37	257,100	318,600	387,900	445,800	
	38	258,000	319,600	388,800	447,000	
	39	258,900	320,500	389,500	448,400	
	40	259,900	321,800	390,400	449,700	

41	261, 000	322, 500	390, 700	450, 900
42	262, 600	323, 500	391, 800	452, 300
43	263, 900	324, 200	392, 900	453, 700
44	265, 400	324, 600	394, 100	455, 100
45	266, 900	325, 100	395, 200	456, 200
46	268, 600	325, 500	396, 200	457, 200
47	270, 300	326, 100	397, 300	458, 200
48	271, 600	327, 000	398, 400	459, 200
49	272, 800	327, 900	399, 300	460, 100
50	274, 200	328, 400	399, 900	461, 000
51	275, 700	328, 700	400, 500	461, 900
52	276, 800	329, 000	401, 100	462, 800
53	277, 600	329, 100	401, 800	463, 500
54	279, 000	329, 700	402, 400	464, 400
55	280, 200	330, 100	403, 300	465, 300
56	281, 300	330, 900	404, 200	466, 100
57	282, 400	331, 200	404, 900	466, 800
58	283, 200	331, 800	405, 500	
59	283, 900	332, 300	406, 100	
60	284, 700	332, 900	406, 700	
61	285, 200	333, 100	407, 500	
62	285, 500	333, 700	408, 100	
63	285, 900	334, 400	408, 800	
64	286, 600	334, 900	409, 500	
65	287, 500	335, 600	410, 300	
66	288, 200	336, 400	411, 000	
67	288, 800	337, 000	411, 600	
68	289, 300	337, 700	412, 300	
69	290, 000	338, 900	413, 100	
70	290, 800	339, 400	413, 700	
71	291, 800	340, 000	414, 400	
72	292, 800	340, 500	415, 100	
73	293, 600	341, 000	415, 800	
74	294, 600	341, 600	416, 500	
75	295, 500	342, 200	417, 200	
76	296, 300	343, 000	417, 900	
77	296, 700	343, 600	418, 500	
78	297, 400	344, 300	419, 200	
79	297, 900	344, 700	419, 900	
80	298, 700	345, 200	420, 500	
81	299, 500	345, 800	421, 100	
82	300, 200	346, 400		
83	300, 800	346, 800		
84	301, 500	347, 300		
85	301, 900	348, 100		
86	302, 700	348, 600		
87	303, 500	349, 100		
88	304, 300	349, 600		

	89	304,900	350,000			
	90	305,800	350,500			
	91	306,600	351,000			
	92	307,400	351,600			
	93	308,200	352,000			
	94	308,600	352,300			
	95	309,000	352,700			
	96	309,400	353,100			
	97	309,800	353,500			
	98	310,300	353,900			
	99	310,700	354,300			
	100	311,200	354,600			
	101	311,600	355,100			
	102	311,900	355,600			
	103	312,100	356,000			
	104	312,400	356,500			
	105	312,700	357,100			
	106	312,900	357,600			
	107	313,100	358,000			
	108	313,400	358,500			
	109	313,700	359,100			
	110	314,000	359,600			
	111	314,300	360,100			
	112	314,600	360,600			
	113	314,900	361,200			
	114	315,200	361,700			
	115	315,500	362,200			
	116	315,800	362,700			
	117	316,100	363,300			
	118	316,300	363,700			
	119	316,600	364,200			
	120	316,900	364,600			
	121	317,200	365,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	230,800	276,700	303,800	348,300	410,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	316,100	418,100	474,500	561,900
	2	317,700	420,700	475,700	567,500
	3	319,200	423,900	476,900	572,500
	4	320,800	426,700	478,300	577,400
	5	322,400	429,400	479,100	581,800
	6	325,600	431,800	481,100	585,300
	7	329,100	434,000	483,000	588,900
	8	332,600	436,100	485,300	591,800
	9	335,800	438,600	486,800	594,300
	10	339,500	440,200	488,500	596,600
	11	343,100	441,400	489,800	
	12	347,000	443,100	491,400	
	13	349,900	444,900	493,100	
	14	353,700	446,500	494,700	
	15	357,300	447,800	496,400	
	16	361,400	449,100	498,000	
	17	364,800	450,500	499,700	
	18	367,900	451,400	501,500	
	19	371,000	452,200	503,200	
	20	374,000	453,300	504,500	
	21	377,000	454,900	505,800	
	22	380,200	456,000	507,400	
	23	383,100	457,100	509,000	
	24	385,500	458,200	510,200	
	25	387,400	458,900	511,200	
	26	388,700	460,600	512,600	
	27	390,200	461,600	513,900	
	28	391,800	463,400	515,600	
	29	393,600	465,200	517,200	
	30	395,500	466,500	518,700	
	31	396,700	467,000	520,300	
	32	398,000	468,300	522,000	
	33	399,600	469,800	523,500	
	34	401,300	470,900	524,700	
	35	402,800	471,800	525,900	
	36	404,600	472,900	526,800	
	37	406,200	474,300	528,000	
	38	408,100	475,900	529,100	
	39	409,700	477,000	530,400	
	40	411,500	478,400	531,500	

	41	413, 200	479, 400	532, 700	
	42	413, 700	480, 400	533, 500	
	43	414, 200	481, 000	534, 200	
	44	414, 700	481, 500	535, 000	
	45	415, 600	482, 100	535, 900	
	46	415, 900	482, 600	536, 500	
	47	416, 100	483, 500	537, 200	
	48	416, 300	484, 500	537, 900	
	49	416, 500	485, 400	538, 700	
	50	416, 700	485, 800	539, 600	
	51	416, 900	486, 000	540, 500	
	52	417, 100	486, 500	541, 300	
	53	417, 300	487, 100	542, 200	
	54	417, 500	487, 700	543, 000	
	55	417, 700	488, 000	543, 900	
	56	417, 900	488, 400	544, 800	
	57	418, 100	488, 900	545, 600	
	58	418, 300	489, 600	546, 500	
	59	418, 500	490, 300	547, 400	
	60	418, 700	491, 000	548, 300	
	61	418, 900	491, 500	549, 100	
	62	419, 100	492, 000	550, 000	
	63	419, 300	492, 400	550, 900	
	64	419, 500	492, 800	551, 800	
	65	419, 700	493, 100	552, 600	
	66		493, 600	553, 500	
	67		494, 000	554, 200	
	68		494, 400	555, 100	
	69		494, 900	555, 900	
	70		495, 400	556, 800	
	71		496, 000	557, 700	
	72		496, 500	558, 600	
	73		497, 000	559, 400	
	74		497, 600		
	75		498, 200		
	76		498, 800		
	77		499, 300		
	78		499, 900		
	79		500, 500		
	80		501, 100		
	81		501, 500		
	82		502, 100		
	83		502, 700		
	84		503, 300		
	85		503, 800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	311, 300	354, 700	411, 200	485, 300

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,800	238,800	269,800	290,900	328,300	376,000	444,300
	2	199,300	240,400	271,000	291,800	329,700	377,800	450,800
	3	200,900	241,900	272,200	292,600	331,000	379,500	457,300
	4	202,400	243,200	273,400	293,400	332,300	381,200	462,600
	5	203,600	244,000	274,500	294,300	334,000	382,500	466,400
	6	205,600	244,700	275,700	294,600	335,700	384,600	469,300
	7	207,800	245,800	276,900	295,400	337,200	386,300	472,200
	8	209,800	246,900	277,900	296,100	338,700	387,900	474,700
	9	211,900	248,300	278,800	297,100	340,200	389,600	476,700
	10	213,900	249,000	279,600	298,500	341,800	391,200	
	11	215,900	249,600	280,300	299,900	343,400	393,100	
	12	218,000	250,500	281,200	301,200	345,100	394,800	
	13	220,000	251,600	282,100	302,300	346,900	396,500	
	14	222,600	252,500	283,000	303,700	348,500	398,300	
	15	225,200	253,600	283,700	304,900	350,100	400,200	
	16	227,500	254,500	284,500	306,200	351,700	402,100	
	17	230,100	255,400	285,200	307,600	353,400	403,900	
	18	231,100	256,400	285,900	309,000	354,900	405,600	
	19	232,300	257,400	286,600	310,400	356,800	407,300	
	20	233,300	258,600	287,400	311,900	358,800	409,000	
	21	234,500	259,800	288,300	313,400	359,900	410,600	
	22	235,900	260,700	289,400	314,300	361,600	411,700	
	23	237,200	261,900	290,600	315,100	362,800	413,000	
	24	238,500	262,900	291,800	316,300	364,300	414,100	
	25	239,800	264,000	293,100	317,900	365,700	415,200	
	26	240,400	265,200	294,300	319,100	367,400	416,300	
	27	241,200	266,100	295,400	320,200	368,900	417,300	
	28	241,700	266,900	296,600	321,500	370,400	418,500	
	29	242,500	267,700	297,700	323,100	372,200	419,400	
	30	243,100	268,500	299,000	324,300	373,400	420,100	
	31	243,800	269,300	300,200	325,400	374,700	420,800	
	32	244,300	270,300	301,400	326,500	376,000	421,400	
	33	245,200	271,300	302,300	327,800	377,500	422,000	
	34	246,100	272,200	303,200	329,200	378,600	422,700	
	35	246,800	273,000	304,000	330,600	379,900	423,300	
	36	247,500	273,900	305,100	332,000	381,200	424,000	
	37	248,100	274,700	306,200	333,700	382,300	424,800	
	38	248,700	275,600	307,400	335,000	383,500	425,500	
	39	249,400	276,500	308,600	336,200	384,500	426,200	
	40	250,100	277,400	309,900	337,900	385,700	426,900	

41	250,700	278,300	310,600	338,800	386,900	427,600
42	251,100	279,200	311,800	339,800	387,600	428,300
43	251,700	280,000	313,000	340,800	388,400	429,000
44	252,100	280,800	314,300	341,900	389,300	429,700
45	252,700	281,700	315,300	343,300	390,100	430,300
46	253,100	282,700	316,700	344,300	391,000	431,000
47	253,400	283,700	318,000	345,100	391,800	431,700
48	253,900	284,700	319,300	345,900	392,600	432,400
49	254,200	285,700	320,500	346,600	393,400	432,900
50	254,500	286,600	321,700	347,400	394,000	433,500
51	254,700	287,300	322,600	348,300	394,600	434,200
52	255,000	288,100	323,500	349,400	395,400	434,900
53	255,300	288,800	324,500	350,100	396,000	435,400
54	255,600	289,400	325,600	350,800	396,600	
55	255,900	289,800	326,600	351,600	397,300	
56	256,200	290,600	327,700	352,500	398,000	
57	256,500	291,300	328,700	353,200	398,600	
58	256,700	292,300	329,800	353,900	399,300	
59	257,000	293,000	330,700	354,400	400,000	
60	257,200	293,800	331,500	355,100	400,700	
61	257,400	294,000	332,300	355,600	401,200	
62	257,600	294,800	332,900	356,200	401,800	
63	257,800	295,600	333,600	356,700	402,400	
64	258,000	296,500	334,200	357,200	402,900	
65	258,200	297,200	334,900	357,800	403,600	
66	258,400	298,000	335,600	358,400	404,200	
67	258,700	298,800	336,300	358,900	404,800	
68	259,000	299,600	337,000	359,400	405,400	
69	259,300	300,500	337,800	359,900	406,100	
70	259,600	301,300	338,300	360,400	406,700	
71	259,900	301,900	338,700	360,900	407,300	
72	260,200	302,400	339,200	361,500	407,900	
73	260,500	302,800	339,700	362,000	408,600	
74	260,800	303,100	340,200	362,400	409,200	
75	261,100	303,300	340,700	362,800	409,800	
76	261,400	303,600	341,100	363,300	410,400	
77	261,700	303,800	341,600	363,700	411,100	
78	262,000	304,100	342,000	364,100		
79	262,300	304,300	342,400	364,500		
80	262,600	304,600	342,800	364,900		
81	262,900	304,900	343,200	365,400		
82	263,100	305,100	343,600	365,800		
83	263,300	305,300	343,800	366,200		
84	263,500	305,600	344,200	366,500		
85	263,700	305,900	344,600	367,000		
86		306,100	345,000	367,400		
87		306,400	345,400	367,800		
88		306,700	345,800	368,200		

	89		307,000	346,300	368,700			
	90		307,300	346,600	369,100			
	91		307,600	346,900	369,400			
	92		307,900	347,300	369,800			
	93		308,200	347,500	370,300			
	94		308,400	347,900	370,700			
	95		308,600	348,200	371,100			
	96		308,800	348,600	371,500			
	97		309,100	348,800	372,000			
	98		309,300	349,200	372,400			
	99		309,500	349,600	372,800			
	100		309,700	350,000	373,200			
	101		310,000	350,200	373,700			
	102		310,200	350,500				
	103		310,400	350,900				
	104		310,700	351,300				
	105		311,000	351,500				
	106			351,900				
	107			352,300				
	108			352,700				
	109			352,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	199,700	226,500	259,800	274,100	301,500	344,600	388,800

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	218,200	249,100	291,200	304,800	333,000	377,800
	2	219,700	252,000	292,000	305,300	334,100	379,600
	3	221,200	254,800	293,000	305,700	334,800	381,200
	4	222,600	257,400	293,600	306,200	335,900	382,900
	5	224,200	260,500	294,100	306,800	337,300	384,600
	6	225,700	261,900	294,800	307,400	338,300	386,400
	7	227,200	263,200	295,600	307,800	339,300	388,200
	8	228,700	264,600	295,900	308,700	340,500	390,000
	9	230,200	265,800	296,200	309,700	341,700	392,200
	10	232,200	267,000	296,400	310,800	342,900	394,300
	11	234,300	268,100	296,800	311,800	344,200	396,400
	12	236,300	269,200	297,200	312,900	345,300	398,600
	13	238,100	269,600	297,600	313,900	346,600	400,700
	14	240,300	270,500	297,900	314,700	347,900	402,600
	15	242,600	271,300	298,200	315,500	349,000	404,500
	16	244,700	271,900	298,600	316,400	350,100	406,300
	17	247,800	272,700	299,000	317,500	351,500	408,300
	18	250,700	273,200	299,600	318,400	352,800	410,100
	19	253,400	273,800	300,000	319,300	353,900	412,000
	20	256,100	274,300	300,600	320,200	354,900	413,700
	21	259,100	275,000	301,200	321,000	356,100	415,400
	22	260,300	276,100	302,100	321,700	357,500	417,000
	23	261,500	277,200	303,100	322,400	358,600	418,700
	24	262,800	278,100	304,100	323,300	359,900	420,400
	25	263,900	278,800	305,000	324,600	361,200	422,300
	26	264,800	279,700	306,000	325,700	362,600	424,000
	27	265,800	280,700	306,900	326,800	363,500	425,700
	28	266,700	281,900	307,800	327,800	364,700	427,500
	29	267,200	283,100	309,100	328,600	366,000	429,300
	30	267,800	284,000	310,100	329,700	367,400	431,000
	31	268,200	284,900	310,900	330,900	368,700	432,700
	32	268,900	285,500	311,700	331,900	370,000	434,300
	33	269,600	286,100	312,500	333,200	371,400	435,900
	34	269,900	287,000	313,200	334,500	372,900	437,500
	35	270,200	287,700	313,800	335,700	374,500	439,100
	36	270,500	288,200	314,500	336,900	376,100	440,700
	37	270,900	288,600	315,600	338,200	377,600	442,500
	38	271,700	288,900	316,700	339,500	379,100	444,100
	39	272,300	289,300	317,500	340,500	380,500	445,700
	40	272,800	289,800	318,600	341,400	381,800	447,300

41	273,400	290,300	319,400	342,400	383,200	448,800
42	274,000	290,600	320,400	343,400	384,600	450,300
43	274,700	290,900	321,500	344,400	386,000	451,800
44	275,500	291,300	322,400	345,700	387,300	453,300
45	276,200	291,900	323,500	346,900	388,600	454,700
46	276,900	292,500	324,600	347,800	389,800	455,600
47	277,900	292,800	325,600	348,500	390,900	456,500
48	278,400	293,400	326,600	349,500	392,000	457,400
49	278,800	293,900	327,800	350,200	393,100	458,300
50	279,700	294,800	329,000	351,500	394,000	459,200
51	280,700	295,400	329,900	352,700	394,900	460,100
52	281,200	296,100	330,600	353,800	395,900	461,000
53	282,000	297,100	331,500	355,000	396,700	461,900
54	282,400	298,000	332,400	356,300	397,400	462,700
55	282,700	298,800	333,300	357,700	398,200	463,500
56	283,000	299,900	334,300	358,900	399,000	464,300
57	283,400	301,000	335,200	360,100	399,900	465,100
58	283,800	301,900	336,200	361,400	400,700	
59	284,200	302,800	336,800	362,400	401,500	
60	284,600	303,700	337,700	363,600	402,300	
61	285,100	304,400	338,600	364,800	403,100	
62	285,600	305,200	339,800	365,900	403,800	
63	286,000	305,800	340,800	367,000	404,500	
64	286,300	306,800	341,900	368,100	405,200	
65	286,700	307,800	342,900	369,100	406,000	
66	287,300	308,900	344,000	370,100	406,600	
67	287,900	309,500	345,100	371,100	407,200	
68	288,500	310,500	346,100	372,100	407,800	
69	289,000	311,200	347,300	373,100	408,400	
70	289,600	312,200	348,400	374,000	409,000	
71	289,900	313,300	349,500	375,000	409,600	
72	290,500	314,300	350,500	376,100	410,200	
73	291,100	315,300	351,600	377,000	410,700	
74	292,000	316,300	352,800	377,800	411,300	
75	292,400	317,300	354,000	378,600	411,900	
76	292,900	318,300	355,000	379,400	412,500	
77	293,100	319,500	356,000	380,100	413,000	
78	293,800	320,600	357,000	380,700	413,600	
79	294,500	321,300	358,100	381,300	414,200	
80	295,600	322,000	359,100	381,900	414,800	
81	296,000	322,600	360,100	382,600	415,200	
82	296,800	323,400	361,100	383,200	415,800	
83	297,100	324,000	362,100	383,800	416,400	
84	297,600	325,000	363,100	384,400	417,000	
85	297,900	325,800	364,200	384,900	417,500	
86	298,600	326,500	365,000	385,500		
87	299,200	327,100	365,800	386,100		
88	299,800	327,800	366,600	386,700		

89	300,400	328,700	367,400	387,200
90	301,200	329,600	368,100	387,700
91	301,800	330,600	368,800	388,200
92	302,400	331,600	369,500	388,700
93	303,300	332,700	370,000	389,300
94	303,900	333,400	370,500	389,800
95	304,300	334,100	371,000	390,300
96	304,700	334,900	371,500	390,800
97	305,300	335,600	372,100	391,400
98	305,800	336,100	372,600	391,900
99	306,100	336,700	373,100	392,400
100	306,700	337,300	373,600	392,900
101	307,000	337,800	374,200	393,500
102	307,300	338,400	374,700	394,000
103	307,500	338,900	375,200	394,500
104	307,900	339,300	375,700	395,000
105	308,200	339,700	376,200	395,600
106	308,400	340,100	376,700	396,100
107	308,600	340,500	377,200	396,600
108	308,900	340,800	377,700	397,100
109	309,300	341,200	378,200	397,700
110	309,600	341,500	378,700	
111	309,900	341,800	379,200	
112	310,200	342,200	379,600	
113	310,600	342,600	380,000	
114	310,900	343,000	380,500	
115	311,200	343,300	381,000	
116	311,600	343,600	381,500	
117	311,900	343,900	381,900	
118	312,100	344,300	382,400	
119	312,400	344,700	382,900	
120	312,700	345,100	383,400	
121	312,900	345,300	383,800	
122	313,200	345,700		
123	313,500	346,100		
124	313,700	346,500		
125	313,900	346,700		
126	314,200	347,000		
127	314,600	347,400		
128	314,900	347,800		
129	315,100	348,100		
130	315,500	348,500		
131	315,800	348,900		
132	316,200	349,300		
133	316,400	349,600		
134	316,800	350,000		
135	317,200	350,400		
136	317,600	350,800		

	137	317,800	351,100				
	138	318,200	351,500				
	139	318,600	351,900				
	140	319,000	352,300				
	141	319,200	352,600				
	142	319,500	353,000				
	143	319,900	353,400				
	144	320,300	353,800				
	145	320,500	354,000				
	146	320,900	354,400				
	147	321,300	354,800				
	148	321,700	355,200				
	149	321,900	355,500				
	150	322,200	355,900				
	151	322,500	356,300				
	152	322,800	356,700				
	153	323,100	357,000				
	154	323,400					
	155	323,700					
	156	324,000					
	157	324,400					
	158	324,700					
	159	325,000					
	160	325,300					
	161	325,700					
	162	326,000					
	163	326,300					
	164	326,600					
	165	327,000					
	166	327,300					
	167	327,600					
	168	327,900					
	169	328,300					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	248,300	272,900	280,400	291,200	309,000	348,300

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	210,000	228,500	329,000	358,800	454,000
	2	211,500	230,900	330,600	360,600	455,400
	3	213,000	233,400	332,100	362,200	456,700
	4	214,500	235,800	334,300	363,900	458,100
	5	216,100	238,500	336,500	365,400	459,400
	6	218,600	241,300	338,700	366,800	460,800
	7	220,800	244,300	340,800	368,100	462,200
	8	223,300	247,200	342,900	369,700	463,600
	9	225,500	250,200	345,000	371,400	464,900
	10	227,800	252,300	347,100	373,100	466,200
	11	230,300	254,300	349,300	374,700	467,500
	12	232,500	256,300	351,400	376,100	468,800
	13	235,100	258,400	353,400	377,600	470,100
	14	238,000	259,900	355,100	378,800	471,300
	15	240,900	261,500	356,700	380,000	472,500
	16	243,800	263,000	358,100	381,500	473,700
	17	246,900	264,600	359,700	383,000	474,900
	18	248,800	265,300	361,300	384,400	475,800
	19	250,600	266,100	362,900	385,800	476,700
	20	252,200	266,900	364,300	387,200	477,600
	21	253,800	268,000	365,800	388,600	478,500
	22	255,400	269,100	367,200	389,800	
	23	256,800	270,400	368,700	391,100	
	24	258,300	271,500	370,100	392,400	
	25	259,600	272,400	371,700	393,300	
	26	260,300	274,000	373,400	394,800	
	27	260,900	275,400	375,000	396,000	
	28	261,600	276,900	376,500	397,200	
	29	262,500	278,000	378,000	398,600	
	30	263,500	279,800	379,300	400,100	
	31	264,500	281,900	380,700	401,100	
	32	265,500	284,000	382,100	402,000	
	33	266,500	286,600	383,500	403,100	
	34	267,700	289,200	384,300	404,300	
	35	268,800	291,700	385,900	405,600	
	36	269,900	294,300	387,000	407,200	
	37	270,700	296,700	388,200	408,200	
	38	271,500	299,000	389,700	409,600	
	39	272,500	301,200	391,000	411,100	
40	273,700	303,200	392,200	412,600		

41	275, 000	304, 900	392, 800	414, 200
42	276, 200	306, 900	394, 300	415, 500
43	277, 700	308, 800	395, 600	416, 700
44	279, 100	310, 500	397, 000	417, 900
45	280, 500	312, 400	398, 500	419, 300
46	281, 600	314, 300	399, 400	420, 600
47	282, 600	316, 200	400, 700	422, 000
48	283, 400	317, 900	402, 100	423, 200
49	284, 300	319, 600	403, 300	424, 500
50	285, 100	321, 500	404, 500	425, 800
51	286, 000	323, 400	405, 800	427, 100
52	286, 700	325, 200	407, 000	428, 400
53	287, 400	326, 900	408, 000	429, 600
54	288, 400	328, 800	409, 200	430, 600
55	289, 300	330, 800	410, 400	431, 700
56	290, 100	332, 900	411, 600	432, 800
57	290, 900	334, 400	412, 600	433, 900
58	291, 500	336, 400	413, 800	435, 100
59	292, 200	338, 500	414, 800	436, 200
60	292, 800	340, 600	415, 900	437, 400
61	293, 600	342, 500	417, 100	438, 400
62	294, 600	344, 600	418, 200	439, 200
63	295, 500	346, 500	419, 000	440, 000
64	296, 100	348, 300	419, 900	440, 800
65	296, 700	350, 000	421, 000	441, 700
66	297, 600	351, 400	422, 000	442, 500
67	298, 700	352, 600	422, 900	443, 300
68	299, 600	354, 100	423, 900	444, 100
69	300, 700	356, 000	424, 900	444, 900
70	301, 600	357, 400	425, 700	445, 600
71	302, 500	358, 900	426, 500	446, 300
72	303, 200	360, 500	427, 300	447, 000
73	303, 600	361, 800	428, 100	447, 700
74	304, 100	363, 400	428, 900	448, 400
75	304, 600	364, 800	429, 700	449, 100
76	305, 400	366, 500	430, 500	449, 800
77	306, 200	368, 100	431, 300	450, 500
78	306, 900	369, 800	432, 000	451, 200
79	307, 400	371, 300	432, 700	451, 900
80	307, 900	372, 700	433, 400	452, 600
81	308, 400	374, 000	434, 000	453, 100
82	309, 100	375, 400	434, 700	
83	309, 800	376, 800	435, 400	
84	310, 400	378, 200	436, 100	
85	311, 000	378, 800	436, 800	
86	311, 600	380, 400	437, 400	
87	312, 100	381, 600	438, 000	
88	312, 800	382, 900	438, 500	

89	313, 500	384, 400	439, 000
90	314, 100	385, 400	439, 600
91	314, 700	386, 100	440, 200
92	315, 000	386, 600	440, 700
93	315, 300	388, 100	441, 100
94	315, 600	389, 200	441, 700
95	315, 800	390, 400	442, 300
96	316, 300	391, 600	442, 800
97	316, 800	392, 600	443, 300
98	317, 200	393, 600	
99	317, 500	394, 700	
100	317, 900	395, 700	
101	318, 300	396, 800	
102	318, 500	397, 900	
103	318, 700	398, 700	
104	319, 000	399, 600	
105	319, 300	400, 600	
106	319, 600	401, 500	
107	319, 900	402, 400	
108	320, 200	403, 200	
109	320, 400	404, 100	
110	320, 700	405, 000	
111	321, 000	406, 000	
112	321, 300	407, 000	
113	321, 500	407, 800	
114	321, 700	408, 400	
115	321, 900	409, 000	
116	322, 100	409, 900	
117	322, 300	410, 900	
118	322, 500	411, 700	
119	322, 700	412, 500	
120	322, 900	413, 300	
121	323, 100	414, 000	
122	323, 300	414, 800	
123	323, 500	415, 600	
124	323, 700	416, 400	
125	323, 900	417, 100	
126		417, 800	
127		418, 500	
128		419, 200	
129		420, 000	
130		420, 700	
131		421, 400	
132		422, 100	
133		422, 600	
134		423, 200	
135		423, 800	
136		424, 400	

	137		424,800			
	138		425,400			
	139		426,000			
	140		426,600			
	141		427,000			
	142		427,600			
	143		428,200			
	144		428,800			
	145		429,200			
	146		429,800			
	147		430,400			
	148		431,000			
	149		431,300			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	238,900	290,200	319,100	346,900	432,300

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	209,900	258,400	328,000	390,700	471,100
	2	211,500	259,900	329,800	392,300	473,000
	3	213,000	261,500	332,200	393,800	474,900
	4	214,600	263,000	334,300	395,300	476,800
	5	216,200	264,600	336,500	397,100	478,600
	6	218,700	265,300	338,800	398,800	480,500
	7	220,900	266,100	340,900	400,400	482,400
	8	223,100	266,900	343,000	402,200	484,200
	9	225,400	268,000	345,100	403,400	486,000
	10	227,800	269,100	347,200	405,100	487,700
	11	230,200	270,400	349,400	406,500	489,400
	12	232,400	271,500	351,500	407,800	491,100
	13	235,000	272,700	353,500	409,200	492,900
	14	237,900	274,200	355,200	410,900	494,600
	15	240,800	275,600	356,900	412,600	496,200
	16	243,600	277,000	358,300	414,500	497,900
	17	246,800	278,200	359,700	416,400	499,600
	18	248,800	279,900	361,300	417,800	500,600
	19	250,400	281,900	362,800	419,400	501,600
	20	252,000	284,200	364,200	421,100	502,600
	21	253,800	286,800	365,900	422,700	503,700
	22	255,400	289,400	367,300	424,200	
	23	256,900	292,000	368,900	425,700	
	24	258,300	294,500	370,500	427,200	
	25	259,600	297,000	372,300	428,500	
	26	260,400	299,300	374,100	430,100	
	27	261,100	301,500	375,600	431,700	
	28	262,000	303,300	377,400	433,300	
	29	262,800	305,100	379,200	435,000	
	30	263,700	307,000	381,200	436,600	
	31	264,700	308,900	382,900	438,200	
	32	265,600	310,600	384,500	439,800	
	33	266,800	312,500	386,000	441,100	
	34	268,100	314,400	387,800	442,600	
	35	269,300	316,300	389,600	444,100	
	36	270,400	318,000	391,200	445,700	
	37	271,400	319,800	392,900	447,400	
	38	272,400	321,600	394,300	448,900	
	39	273,400	323,500	396,000	450,400	
	40	274,700	325,300	397,600	452,000	

41	276,300	327,000	399,100	453,700
42	277,400	329,000	400,600	455,300
43	278,700	331,000	402,100	456,800
44	280,100	333,000	403,600	458,400
45	281,600	334,600	405,100	460,100
46	282,700	336,600	406,800	461,700
47	283,700	338,700	408,200	463,300
48	284,500	340,800	409,700	464,900
49	285,100	342,700	411,300	466,600
50	286,000	344,800	412,700	468,200
51	286,900	346,700	414,200	469,800
52	287,700	348,500	415,500	471,400
53	288,500	350,100	416,800	473,000
54	289,600	351,600	418,100	474,600
55	290,500	352,900	419,600	476,200
56	291,300	354,300	421,100	477,800
57	292,100	356,000	422,600	479,300
58	292,900	357,400	424,000	480,300
59	293,600	359,000	425,400	481,300
60	294,500	360,600	426,800	482,300
61	295,300	361,900	428,200	483,100
62	296,300	363,400	429,200	
63	297,000	364,900	430,400	
64	297,800	366,700	431,800	
65	298,600	368,300	433,200	
66	299,700	370,100	434,600	
67	300,800	372,000	435,800	
68	301,900	373,900	437,100	
69	303,000	375,800	438,400	
70	303,700	377,500	439,700	
71	304,500	379,000	441,000	
72	305,200	380,500	442,300	
73	305,800	381,800	443,600	
74	306,400	383,500	444,800	
75	307,000	385,000	446,000	
76	307,800	386,700	447,200	
77	308,500	388,300	448,400	
78	309,200	389,800	449,500	
79	309,800	391,000	450,600	
80	310,500	392,200	451,700	
81	310,900	393,400	452,800	
82	311,600	394,500	453,900	
83	312,300	395,800	455,000	
84	313,100	397,300	456,100	
85	313,900	398,800	457,200	
86	314,600	400,000	458,000	
87	315,500	401,300	458,800	
88	316,400	402,700	459,600	

89	317, 400	404, 000	460, 400
90	318, 300	405, 400	461, 000
91	318, 800	406, 600	461, 600
92	319, 400	407, 800	462, 200
93	319, 900	409, 200	462, 700
94	320, 600	410, 500	463, 300
95	321, 200	411, 800	463, 900
96	322, 200	413, 000	464, 500
97	322, 800	414, 300	465, 100
98	323, 500	415, 200	
99	324, 000	416, 100	
100	324, 700	417, 100	
101	325, 200	418, 200	
102	326, 000	419, 300	
103	326, 700	420, 400	
104	327, 600	421, 500	
105	328, 400	422, 400	
106	329, 200	423, 300	
107	330, 000	424, 200	
108	330, 800	425, 100	
109	331, 700	426, 000	
110	332, 300	426, 900	
111	332, 800	427, 800	
112	333, 400	428, 700	
113	334, 100	429, 400	
114	334, 500	430, 200	
115	334, 900	431, 000	
116	335, 300	431, 800	
117	335, 700	432, 600	
118	336, 100	433, 400	
119	336, 500	434, 100	
120	336, 800	434, 900	
121	337, 400	435, 700	
122	337, 800	436, 200	
123	338, 200	436, 700	
124	338, 700	437, 200	
125	339, 300	437, 600	
126	339, 700	438, 100	
127	340, 000	438, 600	
128	340, 400	439, 100	
129	340, 700	439, 500	
130	341, 100	440, 000	
131	341, 500	440, 500	
132	341, 900	441, 000	
133	342, 100	441, 400	
134	342, 400	441, 900	
135	342, 700	442, 400	
136	343, 000	442, 900	

	137	343,300	443,200			
	138	343,500				
	139	343,800				
	140	344,100				
	141	344,400				
	142	344,700				
	143	345,000				
	144	345,300				
	145	345,600				
	146	345,900				
	147	346,200				
	148	346,400				
	149	346,600				
	150	346,900				
	151	347,200				
	152	347,500				
	153	347,700				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	248,200	293,800	324,500	354,100	443,200

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	223,200	241,000	268,200	303,800	346,500	369,400	401,200	478,900	492,900
	2	224,900	243,000	270,200	305,100	348,200	370,800	402,100	482,100	498,400
	3	226,700	245,100	272,000	306,600	349,800	372,400	404,200	484,800	502,900
	4	228,400	246,800	273,900	308,000	351,400	373,700	405,900	486,900	507,300
	5	230,100	249,500	275,500	309,000	352,500	375,100	407,700		511,300
	6	232,400	252,500	276,800	310,600	353,900	376,800	409,500		514,600
	7	234,800	255,500	277,700	311,900	355,300	378,500	411,100		517,600
	8	237,000	258,400	279,000	312,500	356,600	380,000	412,800		520,100
	9	239,100	261,600	280,400	313,100	358,300	382,100	414,100		522,300
	10	241,000	263,300	281,400	313,600	359,800	383,900	416,100		
	11	242,900	264,900	282,400	314,300	361,200	385,600	417,500		
	12	244,600	266,600	283,600	314,800	362,800	387,200	419,200		
	13	247,300	268,000	284,900	315,700	364,400	389,400	420,400		
	14	250,000	269,800	286,200	316,900	365,700	390,100	422,300		
	15	252,800	271,400	287,400	317,800	367,300	392,100	424,200		
	16	255,500	273,000	288,600	318,800	368,900	393,500	425,900		
	17	258,600	274,500	289,400	319,100	371,000	395,400	427,700		
	18	260,100	275,700	290,700	320,700	372,800	397,300	429,500		
	19	261,500	276,500	291,800	321,800	374,500	398,800	431,300		
	20	263,100	277,600	293,200	322,700	376,100	400,600	433,100		
	21	264,700	278,600	294,700	323,700	378,300	402,200	435,100		
	22	266,500	279,600	295,500	325,200	379,100	404,300	436,600		
	23	268,000	280,600	296,400	327,000	381,100	405,700	438,200		
	24	269,600	281,800	296,900	328,500	382,400	407,400	439,700		
	25	271,200	282,900	297,400	330,200	384,000	408,800	441,300		
	26	272,300	283,900	298,400	331,300	385,900	410,700	442,700		
	27	273,000	284,900	299,200	332,600	387,300	412,500	444,200		
	28	274,000	285,900	299,900	333,900	389,100	414,200	445,500		
	29	275,200	286,600	300,100	334,900	390,600	416,100	447,000		
	30	276,200	287,900	300,700	336,600	392,700	417,600	448,300		
	31	277,200	289,000	301,300	337,900	394,200	419,100	449,500		
	32	278,400	290,400	301,900	339,000	395,800	420,600	450,700		
	33	279,500	291,600	302,700	339,600	397,400	422,100	452,000		
	34	280,600	292,500	303,300	340,900	399,300	423,200	452,500		
	35	281,600	293,600	303,900	342,000	401,200	424,200	453,300		
	36	282,600	294,200	304,700	342,900	402,900	425,200	453,900		
	37	283,300	294,900	305,400	344,400	404,600	426,400	454,500		
	38	284,600	295,600	306,000	345,500	406,300	427,500	455,300		
	39	285,700	296,200	306,600	346,700	408,100	428,700	456,000		
	40	287,100	296,900	307,300	348,200	409,900	429,800	456,800		

41	288,300	297,400	308,100	349,700	411,600	431,000	457,400
42	289,100	298,000	308,900	350,400	412,800	431,700	458,100
43	290,100	298,600	309,500	351,900	413,900	432,400	458,800
44	290,700	299,200	310,200	353,600	414,800	433,100	459,500
45	291,300	300,000	310,900	355,300	416,000	433,700	460,200
46	291,700	300,400	311,900	356,600	417,200	434,200	460,900
47	292,200	301,000	313,000	357,900	418,400	434,800	461,600
48	292,600	302,000	314,100	359,100	419,400	435,300	462,300
49	292,800	302,700	315,300	360,800	420,700	436,000	463,000
50	293,200	303,100	316,600	361,300	421,400	436,500	463,600
51	293,800	303,700	317,900	362,900	422,000	437,000	464,200
52	294,300	304,600	319,000	363,900	422,700	437,600	464,800
53	295,100	305,300	319,400	364,900	423,300	438,200	465,500
54	295,700	305,900	320,700	366,300	423,800	438,800	466,100
55	296,300	306,500	321,600	367,400	424,400	439,400	466,700
56	297,100	307,300	322,500	368,800	425,000	440,000	467,300
57	297,700	307,900	323,700	370,100	425,400	440,600	468,000
58	298,200	308,800	324,600	371,600	426,100	441,200	468,600
59	298,600	309,900	325,700	372,800	426,800	441,800	469,200
60	299,300	311,000	327,200	374,000	427,500	442,400	469,800
61	300,100	312,000	328,400	375,300	428,000	443,000	470,500
62	300,400	313,200	329,000	376,700	428,500	443,600	471,100
63	300,700	314,400	330,400	378,000	429,100	444,200	471,700
64	301,000	315,500	332,000	379,300	429,700	444,800	472,300
65	301,900	315,900	333,400	380,800	430,300	445,400	473,000
66	302,400	316,700	334,800	382,200	430,900	446,000	
67	303,200	317,400	336,200	383,500	431,500	446,600	
68	304,000	318,000	337,400	384,800	432,100	447,200	
69	304,600	319,000	339,000	386,300	432,700	447,700	
70	305,500	319,700	339,200	387,700	433,300	448,300	
71	306,500	320,800	340,100	389,100	433,900	448,800	
72	307,300	322,100	341,100	390,300	434,400	449,400	
73	307,700	323,100	341,800	391,700	435,000	450,000	
74	308,400	323,400	343,000	392,800	435,600	450,600	
75	309,000	324,300	344,100	394,000	436,200	451,200	
76	309,500	325,100	345,500	395,000	436,800	451,800	
77	309,800	325,900	347,000	396,300	437,300	452,400	
78	310,400	327,100	348,300	397,400	437,900		
79	310,900	328,300	349,400	398,600	438,500		
80	311,300	329,300	350,700	399,800	439,100		
81	311,700	330,800	351,900	401,000	439,700		
82	312,700	331,700	353,400	401,300	440,300		
83	313,600	332,500	354,900	401,900	440,900		
84	314,200	333,400	356,400	402,500	441,500		
85	315,200	334,200	357,900	403,000	442,100		
86	316,000	335,300	359,400	403,600			
87	316,900	336,200	361,000	404,200			
88	317,600	337,400	362,500	404,800			

89	318, 800	338, 500	364, 000	405, 300					
90	319, 500	339, 600	365, 400	405, 900					
91	320, 100	340, 500	366, 800	406, 500					
92	320, 800	341, 500	368, 300	407, 100					
93	321, 200	342, 400	369, 700	407, 600					
94	322, 100	343, 600	371, 200	408, 200					
95	322, 800	344, 800	372, 700	408, 800					
96	323, 800	346, 000	374, 000	409, 400					
97	324, 400	347, 300	375, 300	409, 900					
98	325, 300	348, 600	376, 400	410, 500					
99	325, 900	349, 900	377, 400	411, 100					
100	326, 700	351, 200	378, 500	411, 700					
101	327, 500	352, 700	379, 600	412, 200					
102	328, 400	353, 900	380, 700	412, 700					
103	329, 200	355, 100	381, 900	413, 200					
104	330, 100	356, 400	383, 100	413, 700					
105	331, 000	357, 600	384, 400	414, 000					
106	331, 600	358, 600	385, 000	414, 500					
107	332, 200	359, 600	385, 600	415, 000					
108	332, 800	360, 600	386, 200	415, 500					
109	333, 500	361, 700	386, 900	415, 900					
110	334, 100	362, 600	387, 500	416, 400					
111	334, 700	363, 500	388, 100	416, 900					
112	335, 400	364, 400	388, 700	417, 400					
113	336, 200	365, 400	389, 200	417, 800					
114	336, 900	366, 300	389, 800	418, 300					
115	337, 600	367, 300	390, 400	418, 800					
116	338, 300	368, 300	391, 000	419, 300					
117	338, 800	369, 400	391, 500	419, 700					
118	339, 500	369, 900	392, 100	420, 200					
119	340, 200	370, 500	392, 700	420, 700					
120	340, 800	371, 100	393, 300	421, 200					
121	341, 500	371, 600	393, 700	421, 600					
122	341, 800	372, 100	394, 300						
123	342, 200	372, 600	394, 900						
124	342, 700	373, 100	395, 500						
125	343, 000	373, 600	396, 000						
126		374, 100	396, 400						
127		374, 600	396, 900						
128		375, 100	397, 400						
129		375, 600	397, 700						
130		376, 100	398, 200						
131		376, 500	398, 700						
132		377, 000	399, 200						
133		377, 500	399, 500						
134		378, 000	400, 000						
135		378, 500	400, 400						
136		379, 000	400, 900						

	137		379, 300	401, 200						
	138		379, 700	401, 700						
	139		380, 200	402, 200						
	140		380, 700	402, 700						
	141		381, 000	403, 000						
	142		381, 500							
	143		382, 000							
	144		382, 500							
	145		382, 800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	255, 000	267, 700	272, 300	308, 000	326, 200	341, 300	365, 300	402, 500	436, 100

別記第2

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	407,000
2	459,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	780,000
7	912,000

別記第3

第1号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	431,000
2	496,000
3	563,000
4	655,000
5	761,000
6	869,000

第2号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	361,000
2	398,000
3	428,000

別記第 4

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	210,000	228,500	329,000	358,800	454,000
	2	211,500	230,900	330,600	360,600	455,400
	3	213,000	233,400	332,100	362,200	456,700
	4	214,500	235,800	334,300	363,900	458,100
	5	216,100	238,500	336,500	365,400	459,400
	6	218,600	241,300	338,700	366,800	460,800
	7	220,800	244,300	340,800	368,100	462,200
	8	223,300	247,200	342,900	369,700	463,600
	9	225,500	250,200	345,000	371,400	464,900
	10	227,800	252,300	347,100	373,100	466,200
	11	230,300	254,300	349,300	374,700	467,500
	12	232,500	256,300	351,400	376,100	468,800
	13	235,100	258,400	353,400	377,600	470,100
	14	238,000	259,900	355,100	378,800	471,300
	15	240,900	261,500	356,700	380,000	472,500
	16	243,800	263,000	358,100	381,500	473,700
	17	246,900	264,600	359,700	383,000	474,900
	18	248,800	265,300	361,300	384,400	475,800
	19	250,600	266,100	362,900	385,800	476,700
	20	252,200	266,900	364,300	387,200	477,600
	21	253,800	268,000	365,800	388,600	478,500
	22	255,400	269,100	367,200	389,800	
	23	256,800	270,400	368,700	391,100	
	24	258,300	271,500	370,100	392,400	
	25	259,600	272,400	371,700	393,300	
	26	260,300	274,000	373,400	394,800	
	27	260,900	275,400	375,000	396,000	
	28	261,600	276,900	376,500	397,200	
	29	262,500	278,000	378,000	398,600	
	30	263,500	279,800	379,300	400,100	
	31	264,500	281,900	380,700	401,100	
	32	265,500	284,000	382,100	402,000	
	33	266,500	286,600	383,500	403,100	
	34	267,700	289,200	384,300	404,300	
	35	268,800	291,700	385,900	405,600	
	36	269,900	294,300	387,000	407,200	
	37	270,700	296,700	388,200	408,200	
	38	271,500	299,000	389,700	409,600	
	39	272,500	301,200	391,000	411,100	
	40	273,700	303,200	392,200	412,600	

41	275, 000	304, 900	392, 800	414, 200
42	276, 200	306, 900	394, 300	415, 500
43	277, 700	308, 800	395, 600	416, 700
44	279, 100	310, 500	397, 000	417, 900
45	280, 500	312, 400	398, 500	419, 300
46	281, 600	314, 300	399, 400	420, 600
47	282, 600	316, 200	400, 700	422, 000
48	283, 400	317, 900	402, 100	423, 200
49	284, 300	319, 600	403, 300	424, 500
50	285, 100	321, 500	404, 500	425, 800
51	286, 000	323, 400	405, 800	427, 100
52	286, 700	325, 200	407, 000	428, 400
53	287, 400	326, 900	408, 000	429, 600
54	288, 400	328, 800	409, 200	430, 600
55	289, 300	330, 800	410, 400	431, 700
56	290, 100	332, 900	411, 600	432, 800
57	290, 900	334, 400	412, 600	433, 900
58	291, 500	336, 400	413, 800	435, 100
59	292, 200	338, 500	414, 800	436, 200
60	292, 800	340, 600	415, 900	437, 400
61	293, 600	342, 500	417, 100	438, 400
62	294, 600	344, 600	418, 200	439, 200
63	295, 500	346, 500	419, 000	440, 000
64	296, 100	348, 300	419, 900	440, 800
65	296, 700	350, 000	421, 000	441, 700
66	297, 600	351, 400	422, 000	442, 500
67	298, 700	352, 600	422, 900	443, 300
68	299, 600	354, 100	423, 900	444, 100
69	300, 700	356, 000	424, 900	444, 900
70	301, 600	357, 400	425, 700	445, 600
71	302, 500	358, 900	426, 500	446, 300
72	303, 200	360, 500	427, 300	447, 000
73	303, 600	361, 800	428, 100	447, 700
74	304, 100	363, 400	428, 900	448, 400
75	304, 600	364, 800	429, 700	449, 100
76	305, 400	366, 500	430, 500	449, 800
77	306, 200	368, 100	431, 300	450, 500
78	306, 900	369, 800	432, 000	451, 200
79	307, 400	371, 300	432, 700	451, 900
80	307, 900	372, 700	433, 400	452, 600
81	308, 400	374, 000	434, 000	453, 100
82	309, 100	375, 400	434, 700	
83	309, 800	376, 800	435, 400	
84	310, 400	378, 200	436, 100	
85	311, 000	378, 800	436, 800	
86	311, 600	380, 400	437, 400	
87	312, 100	381, 600	438, 000	
88	312, 800	382, 900	438, 500	

89	313, 500	384, 400	439, 000
90	314, 100	385, 400	439, 600
91	314, 700	386, 100	440, 200
92	315, 000	386, 600	440, 700
93	315, 300	388, 100	441, 100
94	315, 600	389, 200	441, 700
95	315, 800	390, 400	442, 300
96	316, 300	391, 600	442, 800
97	316, 800	392, 600	443, 300
98	317, 200	393, 600	
99	317, 500	394, 700	
100	317, 900	395, 700	
101	318, 300	396, 800	
102	318, 500	397, 900	
103	318, 700	398, 700	
104	319, 000	399, 600	
105	319, 300	400, 600	
106	319, 600	401, 500	
107	319, 900	402, 400	
108	320, 200	403, 200	
109	320, 400	404, 100	
110	320, 700	405, 000	
111	321, 000	406, 000	
112	321, 300	407, 000	
113	321, 500	407, 800	
114	321, 700	408, 400	
115	321, 900	409, 000	
116	322, 100	409, 900	
117	322, 300	410, 900	
118	322, 500	411, 700	
119	322, 700	412, 500	
120	322, 900	413, 300	
121	323, 100	414, 000	
122	323, 300	414, 800	
123	323, 500	415, 600	
124	323, 700	416, 400	
125	323, 900	417, 100	
126		417, 800	
127		418, 500	
128		419, 200	
129		420, 000	
130		420, 700	
131		421, 400	
132		422, 100	
133		422, 600	
134		423, 200	
135		423, 800	
136		424, 400	

	137		424,800			
	138		425,400			
	139		426,000			
	140		426,600			
	141		427,000			
	142		427,600			
	143		428,200			
	144		428,800			
	145		429,200			
	146		429,800			
	147		430,400			
	148		431,000			
	149		431,300			
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給 料月額	238,900	290,200	319,100	346,900	432,300

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	209,900	258,400	328,000	390,700	471,100
	2	211,500	259,900	329,800	392,300	473,000
	3	213,000	261,500	332,200	393,800	474,900
	4	214,600	263,000	334,300	395,300	476,800
	5	216,200	264,600	336,500	397,100	478,600
	6	218,700	265,300	338,800	398,800	480,500
	7	220,900	266,100	340,900	400,400	482,400
	8	223,100	266,900	343,000	402,200	484,200
	9	225,400	268,000	345,100	403,400	486,000
	10	227,800	269,100	347,200	405,100	487,700
	11	230,200	270,400	349,400	406,500	489,400
	12	232,400	271,500	351,500	407,800	491,100
	13	235,000	272,700	353,500	409,200	492,900
	14	237,900	274,200	355,200	410,900	494,600
	15	240,800	275,600	356,900	412,600	496,200
	16	243,600	277,000	358,300	414,500	497,900
	17	246,800	278,200	359,700	416,400	499,600
	18	248,800	279,900	361,300	417,800	500,600
	19	250,400	281,900	362,800	419,400	501,600
	20	252,000	284,200	364,200	421,100	502,600
	21	253,800	286,800	365,900	422,700	503,700
	22	255,400	289,400	367,300	424,200	
	23	256,900	292,000	368,900	425,700	
	24	258,300	294,500	370,500	427,200	
	25	259,600	297,000	372,300	428,500	
	26	260,400	299,300	374,100	430,100	
	27	261,100	301,500	375,600	431,700	
	28	262,000	303,300	377,400	433,300	
	29	262,800	305,100	379,200	435,000	
	30	263,700	307,000	381,200	436,600	
	31	264,700	308,900	382,900	438,200	
	32	265,600	310,600	384,500	439,800	
	33	266,800	312,500	386,000	441,100	
	34	268,100	314,400	387,800	442,600	
	35	269,300	316,300	389,600	444,100	
	36	270,400	318,000	391,200	445,700	
	37	271,400	319,800	392,900	447,400	
	38	272,400	321,600	394,300	448,900	
	39	273,400	323,500	396,000	450,400	
	40	274,700	325,300	397,600	452,000	

41	276,300	327,000	399,100	453,700
42	277,400	329,000	400,600	455,300
43	278,700	331,000	402,100	456,800
44	280,100	333,000	403,600	458,400
45	281,600	334,600	405,100	460,100
46	282,700	336,600	406,800	461,700
47	283,700	338,700	408,200	463,300
48	284,500	340,800	409,700	464,900
49	285,100	342,700	411,300	466,600
50	286,000	344,800	412,700	468,200
51	286,900	346,700	414,200	469,800
52	287,700	348,500	415,500	471,400
53	288,500	350,100	416,800	473,000
54	289,600	351,600	418,100	474,600
55	290,500	352,900	419,600	476,200
56	291,300	354,300	421,100	477,800
57	292,100	356,000	422,600	479,300
58	292,900	357,400	424,000	480,300
59	293,600	359,000	425,400	481,300
60	294,500	360,600	426,800	482,300
61	295,300	361,900	428,200	483,100
62	296,300	363,400	429,200	
63	297,000	364,900	430,400	
64	297,800	366,700	431,800	
65	298,600	368,300	433,200	
66	299,700	370,100	434,600	
67	300,800	372,000	435,800	
68	301,900	373,900	437,100	
69	303,000	375,800	438,400	
70	303,700	377,500	439,700	
71	304,500	379,000	441,000	
72	305,200	380,500	442,300	
73	305,800	381,800	443,600	
74	306,400	383,500	444,800	
75	307,000	385,000	446,000	
76	307,800	386,700	447,200	
77	308,500	388,300	448,400	
78	309,200	389,800	449,500	
79	309,800	391,000	450,600	
80	310,500	392,200	451,700	
81	310,900	393,400	452,800	
82	311,600	394,500	453,900	
83	312,300	395,800	455,000	
84	313,100	397,300	456,100	
85	313,900	398,800	457,200	
86	314,600	400,000	458,000	
87	315,500	401,300	458,800	
88	316,400	402,700	459,600	

89	317, 400	404, 000	460, 400
90	318, 300	405, 400	461, 000
91	318, 800	406, 600	461, 600
92	319, 400	407, 800	462, 200
93	319, 900	409, 200	462, 700
94	320, 600	410, 500	463, 300
95	321, 200	411, 800	463, 900
96	322, 200	413, 000	464, 500
97	322, 800	414, 300	465, 100
98	323, 500	415, 200	
99	324, 000	416, 100	
100	324, 700	417, 100	
101	325, 200	418, 200	
102	326, 000	419, 300	
103	326, 700	420, 400	
104	327, 600	421, 500	
105	328, 400	422, 400	
106	329, 200	423, 300	
107	330, 000	424, 200	
108	330, 800	425, 100	
109	331, 700	426, 000	
110	332, 300	426, 900	
111	332, 800	427, 800	
112	333, 400	428, 700	
113	334, 100	429, 400	
114	334, 500	430, 200	
115	334, 900	431, 000	
116	335, 300	431, 800	
117	335, 700	432, 600	
118	336, 100	433, 400	
119	336, 500	434, 100	
120	336, 800	434, 900	
121	337, 400	435, 700	
122	337, 800	436, 200	
123	338, 200	436, 700	
124	338, 700	437, 200	
125	339, 300	437, 600	
126	339, 700	438, 100	
127	340, 000	438, 600	
128	340, 400	439, 100	
129	340, 700	439, 500	
130	341, 100	440, 000	
131	341, 500	440, 500	
132	341, 900	441, 000	
133	342, 100	441, 400	
134	342, 400	441, 900	
135	342, 700	442, 400	
136	343, 000	442, 900	

	137	343,300	443,200			
	138	343,500				
	139	343,800				
	140	344,100				
	141	344,400				
	142	344,700				
	143	345,000				
	144	345,300				
	145	345,600				
	146	345,900				
	147	346,200				
	148	346,400				
	149	346,600				
	150	346,900				
	151	347,200				
	152	347,500				
	153	347,700				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	248,200	293,800	324,500	354,100	443,200

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円をそれぞれ加算した額とする。

参 考 資 料

目 次

I 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	2
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	3
第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	4
その1 公民給与比較の対象職種	4
その2 公民給与比較の対象外職種	1 6
その3 再雇用者	1 8
第4表 民間事業所の従業員と職員との対応関係	1 9
第5表 民間における初任給の改定状況	2 0
第6表 民間における給与改定の状況	2 1
その1 ベース改定の実施状況	2 1
その2 定期昇給の実施状況	2 1
第7表 民間における住宅手当の支給状況	2 2
第8表 民間における通勤手当の支給状況	2 3
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	2 3
その2 自動車使用者に対する通勤手当の距離段階別月額支給の状況	2 3
その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤 手当の支給状況	2 3
その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤 手当の月額支給の状況	2 4
第9表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	2 4
第10表 民間における定年制の状況	2 5
第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	2 5
第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	2 5

II 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法	2 6
第13表 高知市における費目別、世帯人員別標準生計費	2 7

III 職員給与関係資料（令和7年職員給与実態調査）

第14表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	2 8
第15表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	2 8
第16表 職員の平均給与月額	2 9
第17表 職員の給料表別、級別、号給別人員	3 0
その1 行政職	3 0
その2 研究職	3 2
その3 医療職（1）	3 3
その4 医療職（2）	3 4
その5 医療職（3）	3 5
その6 小・中学校等教育職	3 6
その7 高等学校等教育職	3 7
その8 警察官	3 8
第18表 職員の通勤状況	4 0
その1 交通機関の種類別通勤状況（交通用具併用者を除く。）	4 0
その2 交通用具の種類別通勤状況（交通機関併用者を除く。）	4 0
その3 通勤方法別割合	4 0

IV 国家公務員給与との比較

第19表 ラスパイレス指数の推移	4 1
第20表 平均給料月額	4 1
第21表 給料表の水準（全級号給の合計額）	4 1

I 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を民間事業所の従業員の給与と比較検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

高知県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和7年4月分の最終給与締切日現在において、常勤の従業員数が50人以上の企業規模で、かつ、単位事業所の常勤の従業員数が50人以上の県内民間事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職22職種、その他の職種54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した県内230事業所を組織、規模、産業により層化分類し、90事業所を無作為抽出法により抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、調査事業所において該当する従業員が多数に上るときは、無作為抽出を行い、抽出された従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は、3,014人（うち初任給関係職種97人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は、12,943人（うち初任給関係職種322人）である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(3) 集計については、その一部分を人事院から独立行政法人統計センターに依頼した。

第 1 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	80	21	43	16
鉱業、建設業	4	0	2	2
製造業	25	3	19	3
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	13	2	7	4
卸売業、小売業	5	1	3	1
金融業、保険業、 物品賃貸業	3	3	0	0
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	30	12	12	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が10事業所あった。
- 2 「500人以上」とは企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下各表について同じ。）。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 222,300	※ 222,300	—	—
		大学卒	215,182	221,779	208,409	※ 188,689
		短大卒	※ 189,728	—	※ 189,728	—
		高校卒	173,738	174,123	※ 172,348	—
	新卒技術者	大学院修士課程修了	※ 235,000	—	※ 235,000	—
		大学卒	216,496	※ 204,500	218,526	※ 200,050
		短大卒	191,259	—	191,259	※ 186,400
		高校卒	※ 186,250	—	※ 186,250	※ 175,750
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	※ 232,408	※ 222,300	※ 235,000	—
		大学卒	215,574	219,910	212,698	※ 191,494
		短大卒	190,664	—	190,664	※ 186,400
		高校卒	175,279	174,123	177,811	※ 175,750
その他の他	新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—	—
	新卒大学助教	大学院博士課程修了	—	—	—	—
		大学院修士課程修了	—	—	—	—
		大学院修士課程修了	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学院修士課程修了	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	※ 185,800	—
準新卒看護師	準新卒看護師	養成所卒	—	※ 190,700	201,000	—
	準新卒准看護師	看護高校卒	—	—	—	—
		養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者（令和6年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 ※印は、調査実人員が5人以下であることを示す。

第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

(令和7年職種別民間給与実態調査)

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	54.5	664,819	154	664,665	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	*	48.5	840,042	0	840,042	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	56.0	623,099	190	622,909	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	*	47.5	454,390	0	454,390	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	48.5	456,580	0	456,580	
	高 校 卒	*	46.5	452,200	0	452,200	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	80	53.6	554,739	4,109	550,630	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	56	53.3	582,333	4,836	577,497	
	短 大 卒	7	53.9	491,742	4,052	487,690	
	高 校 卒	17	54.1	502,355	2,170	500,185	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	27	53.8	561,056	31	561,025	同 上
	大 学 卒	11	52.0	562,475	75	562,400	
	短 大 卒	9	54.1	586,181	0	586,181	
	高 校 卒	7	56.4	527,970	0	527,970	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	89	52.9	490,155	8,514	481,641	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	46	52.1	588,624	7,835	580,789	
	短 大 卒	13	53.6	396,701	10,428	386,273	
	高 校 卒	30	53.6	408,724	8,521	400,203	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「*」印は、調査実人員が2人以下の場合である(以下この表において同じ。)
2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下この表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 （ A ） (円)	う ち 時 間 外 手 当 （ B ） (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	9	53.3	519,641	0	519,641	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	5	51.7	581,087	0	581,087	
	短 大 卒	*	49.5	451,200	0	451,200	
	高 校 卒	3	57.5	433,215	0	433,215	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	264	51.1	498,123	20,107	478,016	2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	131	50.7	569,249	10,286	558,963	
	短 大 卒	53	51.7	422,358	27,156	395,202	
	高 校 卒	80	51.5	430,482	31,593	398,889	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	82	50.3	501,620	10,979	490,641	同 上
	大 学 卒	28	48.3	508,731	7,185	501,546	
	短 大 卒	17	49.1	478,418	24,901	453,517	
	高 校 卒	37	52.3	506,239	7,861	498,378	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	95	47.6	506,972	21,716	485,256	上記課長に事故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上 を有する者 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	62	46.3	546,196	16,896	529,300	
	短 大 卒	15	49.9	460,742	35,077	425,665	
	高 校 卒	18	50.1	413,828	27,344	386,484	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	20	46.2	505,832	90,559	415,273	同 上
	大 学 卒	8	41.6	510,070	119,295	390,775	
	短 大 卒	6	44.7	500,202	100,233	399,969	
	高 校 卒	6	54.3	505,190	38,866	466,324	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務係長	267	47.2	421,119	39,550	381,569	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	150	45.5	435,461	36,727	398,734		
短 大 卒	54	49.4	387,332	53,939	333,393		
高 校 卒	62	50.2	412,369	33,903	378,466		
中 学 卒	*	37.5	468,382	53,294	415,088		

（注） 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下この表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	102	45. 4	484, 647	75, 652	408, 995	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	38	42. 6	469, 601	75, 780	393, 821	
	短 大 卒	18	44. 5	508, 579	100, 404	408, 175	
	高 校 卒	46	47. 9	486, 355	65, 933	420, 422	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	241	44. 7	382, 889	34, 751	348, 138	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	104	41. 8	402, 905	29, 579	373, 326	
	短 大 卒	52	46. 9	354, 718	31, 757	322, 961	
	高 校 卒	85	46. 7	375, 682	42, 346	333, 336	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	96	42. 3	437, 460	72, 222	365, 238	同 上
	大 学 卒	45	36. 6	404, 156	77, 649	326, 507	
	短 大 卒	17	41. 8	420, 525	67, 369	353, 156	
	高 校 卒	34	49. 1	482, 540	68, 257	414, 283	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	675	38. 4	299, 631	23, 311	276, 320	
	大 学 卒	297	34. 2	308, 525	23, 785	284, 740	
	短 大 卒	183	41. 2	282, 452	21, 968	260, 484	
	高 校 卒	193	42. 3	300, 077	23, 402	276, 675	
	中 学 卒	*	49. 2	353, 327	50, 030	303, 297	
	技術係員	188	34. 8	349, 518	47, 910	301, 608	
	大 学 卒	95	30. 4	321, 008	43, 171	277, 837	
	短 大 卒	36	31. 5	314, 327	44, 095	270, 232	
	高 校 卒	56	42. 7	411, 080	57, 377	353, 703	
	中 学 卒	*	59. 5	340, 858	21, 698	319, 160	

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下この表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	54.5	664,819	154	664,665	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	*	48.5	840,042	0	840,042	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	56.0	623,099	190	622,909	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	*	47.5	454,390	0	454,390	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	48.5	456,580	0	456,580	
	高 校 卒	*	46.5	452,200	0	452,200	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	40	53.2	566,147	2,647	563,500	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	26	52.5	625,206	1,726	623,480	
	短 大 卒	*	56.5	454,049	21,669	432,380	
	高 校 卒	13	54.1	479,698	2,632	477,066	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	*	56.3	627,852	0	627,852	同 上
	大 学 卒	*	54.5	651,226	0	651,226	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	58.5	599,790	0	599,790	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	79	52.9	488,285	7,471	480,814	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	39	51.9	597,240	4,758	592,482	
	短 大 卒	12	53.9	397,188	11,087	386,101	
	高 校 卒	28	53.5	404,623	8,969	395,654	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	*	54.5	879,000	0	879,000	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	*	54.5	879,000	0	879,000	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	197	51.1	507,765	21,807	485,958	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	99	50.6	589,927	8,605	581,322	
	短 大 卒	36	51.9	424,805	32,179	392,626	
	高 校 卒	62	51.2	425,143	36,816	388,327	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	23	52.7	605,202	9,194	596,008	同 上
	大 学 卒	8	50.5	641,606	0	641,606	
	短 大 卒	3	56.1	485,609	0	485,609	
	高 校 卒	12	53.2	610,421	17,219	593,202	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	80	47.1	507,879	13,044	494,835	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	52	45.8	548,411	5,463	542,948	
	短 大 卒	13	49.4	456,304	27,935	428,369	
	高 校 卒	15	49.4	416,077	26,195	389,882	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	145	46.7	449,874	36,888	412,986	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	87	45.3	460,668	32,429	428,239	
	短 大 卒	22	47.5	408,789	56,390	352,399	
	高 校 卒	35	50.4	448,489	34,949	413,540	
	中 学 卒	*	37.5	468,382	53,294	415,088	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	30	49.4	645,207	118,950	526,257	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	7	42.7	676,915	140,832	536,083	
	短 大 卒	6	51.8	657,361	132,480	524,881	
	高 校 卒	17	51.3	627,447	104,845	522,602	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	114	44.6	425,599	36,735	388,864	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	49	40.5	437,026	25,029	411,997	
	短 大 卒	21	46.3	390,772	35,902	354,870	
	高 校 卒	44	48.2	429,195	49,850	379,345	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	35	47.8	521,773	89,478	432,295	同 上
	大 学 卒	10	41.6	515,943	113,758	402,185	
	短 大 卒	4	46.8	517,871	94,421	423,450	
	高 校 卒	21	50.6	524,998	78,358	446,640	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	289	37.0	325,521	26,881	298,640	
	大 学 卒	146	32.4	320,318	24,446	295,872	
	短 大 卒	60	40.3	320,453	27,263	293,190	
	高 校 卒	82	42.8	336,623	30,163	306,460	
	中 学 卒	*	47.5	430,597	75,511	355,086	
	技術係員	55	36.7	407,553	73,249	334,304	
	大 学 卒	16	29.2	375,576	80,204	295,372	
	短 大 卒	11	29.4	337,199	68,257	268,942	
	高 校 卒	27	43.3	455,609	72,724	382,885	
	中 学 卒	*	59.5	340,858	21,698	319,160	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	40	54.1	540,825	5,891	534,934	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	30	54.2	540,456	7,873	532,583	
	短 大 卒	6	53.3	500,413	0	500,413	
	高 校 卒	4	54.1	608,937	0	608,937	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	25	53.6	555,406	34	555,372	同 上
	大 学 卒	10	51.7	552,434	84	552,350	
	短 大 卒	9	54.1	586,181	0	586,181	
	高 校 卒	6	56.1	516,691	0	516,691	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	10	53.4	508,779	18,908	489,871	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	7	53.4	533,771	27,421	506,350	
	短 大 卒	*	48.5	389,000	0	389,000	
	高 校 卒	*	56.0	486,795	0	486,795	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	8	53.1	459,287	0	459,287	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	4	50.7	480,853	0	480,853	
	短 大 卒	*	49.5	451,200	0	451,200	
	高 校 卒	3	57.5	433,215	0	433,215	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	67	51.5	453,623	12,261	441,362	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	32	51.0	470,501	18,310	452,191	
	短 大 卒	17	50.6	413,582	9,147	404,435	
	高 校 卒	18	53.0	458,317	4,365	453,952	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	59	49.1	449,674	11,873	437,801	同 上
	大 学 卒	20	47.1	442,045	10,791	431,254	
	短 大 卒	14	47.1	476,444	31,735	444,709	
	高 校 卒	25	51.7	441,275	2,026	439,249	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	15	51.0	501,069	78,176	422,893	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	10	49.2	532,273	88,789	443,484	
	短 大 卒	*	54.0	493,250	87,390	405,860	
	高 校 卒	3	54.8	398,744	35,044	363,700	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術課長代理	20	46.2	505,832	90,559	415,273	同 上	
大 学 卒	8	41.6	510,070	119,295	390,775		
短 大 卒	6	44.7	500,202	100,233	399,969		
高 校 卒	6	54.3	505,190	38,866	466,324		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	122	48.3	369,445	44,333	325,112	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	63	45.9	380,909	46,030	334,879		
短 大 卒	32	51.5	364,224	51,299	312,925		
高 校 卒	27	49.8	349,002	32,067	316,935		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	72	42.9	381,275	47,775	333,500	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	31	42.6	393,341	51,851	341,490	
	短 大 卒	12	38.9	395,818	76,094	319,724	
	高 校 卒	29	44.9	363,156	31,957	331,199	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	127	44.9	328,059	32,203	295,856	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	55	43.6	358,346	35,522	322,824	
	短 大 卒	31	47.4	319,832	27,746	292,086	
	高 校 卒	41	44.6	296,547	31,249	265,298	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	61	37.6	364,723	57,336	307,387	同 上
	大 学 卒	35	34.7	362,539	64,206	298,333	
	短 大 卒	13	39.3	370,733	53,532	317,201	
	高 校 卒	13	44.9	364,833	40,252	324,581	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	386	39.9	269,681	19,181	250,500	
	大 学 卒	151	36.9	290,547	22,779	267,768	
	短 大 卒	123	41.9	254,443	18,066	236,377	
	高 校 卒	111	41.7	259,295	15,857	243,438	
	中 学 卒	*	52.5	203,830	730	203,100	
	技術係員	133	33.4	305,878	28,855	277,023	
	大 学 卒	79	30.8	301,596	29,996	271,600	
	短 大 卒	25	33.1	296,841	25,623	271,218	
	高 校 卒	29	41.7	327,547	28,589	298,958	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 【参考】企業規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	6	53.5	505,236	0	505,236	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	52.8	562,433	0	562,433	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	54.2	448,038	0	448,038	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	*	54.0	392,350	0	392,350	同 上
	大 学 卒	*	51.5	435,000	0	435,000	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	56.5	349,700	0	349,700	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務部次長	*	58.5	376,079	0	376,079	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
大 学 卒	*	58.5	446,937	0	446,937		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	*	58.5	305,220	0	305,220		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	8	48.9	447,329	5,010	442,319	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	5	48.5	452,830	8,016	444,814	
	短 大 卒	*	53.5	480,300	0	480,300	
	高 校 卒	*	47.5	417,090	0	417,090	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	5	54.1	408,013	2,000	406,013	同 上
	大 学 卒	*	51.5	415,900	0	415,900	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	55.8	402,756	3,333	399,423	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	4	47.3	422,371	14,646	407,725	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	4	47.3	422,371	14,646	407,725	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	15	45.8	372,129	19,061	353,068	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	6	47.5	405,923	16,390	389,533		
短 大 卒	3	47.2	406,915	37,945	368,970		
高 校 卒	6	43.3	320,943	12,289	308,654		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	4	42.5	343,283	82,678	260,605	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	*	33.5	396,494	115,494	281,000	
	短 大 卒	*	53.5	217,700	0	217,700	
	高 校 卒	*	41.5	379,469	107,610	271,859	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	22	44.8	351,280	7,915	343,365	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	11	45.9	395,366	11,511	383,855	
	短 大 卒	5	38.5	267,243	5,369	261,874	
	高 校 卒	6	48.0	340,485	3,444	337,041	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	*	29.5	340,117	72,658	267,459	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	29.5	326,748	53,248	273,500	
	高 校 卒	*	29.5	353,486	92,067	261,419	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	87	41.0	289,784	16,497	273,287	
	大 学 卒	46	37.2	305,893	19,948	285,945	
	短 大 卒	19	45.8	276,789	12,837	263,952	
	高 校 卒	22	44.7	267,325	12,442	254,883	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術係員	26	30.3	298,030	59,484	238,546		
大 学 卒	10	31.5	296,434	58,211	238,223		
短 大 卒	3	24.8	300,738	58,089	242,649		
高 校 卒	13	30.7	298,633	60,785	237,848		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与（A） (円)	うち時間外 手当（B） (円)	(A)－(B) (円)	
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守衛	*	48.5	324,500	0	324,500	
	用務員	—	—	—	—	—	
教育関係職種	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	—	—	—	—	—	
	高等学校教諭	—	—	—	—	—	
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部（課）長	—	—	—	—	—	
	研究室（係）長	—	—	—	—	—	
	主任研究員	—	—	—	—	—	
	研究員	*	45.0	437,936	61,976	375,960	
	研究補助員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副院長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医科長	*	66.5	2,181,980	429,480	1,752,500	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医師	12	49.7	1,853,225	117,475	1,735,750	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	*	56.0	460,000	0	460,000	部下に薬剤師 2 人以上
	薬剤師	12	47.7	394,040	19,986	374,054	
	診療放射線技師	16	44.9	348,439	20,241	328,198	
	臨床検査技師	20	45.1	280,327	13,647	266,680	
	栄養士	25	40.0	253,035	17,029	236,006	
	理学療法士	48	40.0	307,688	3,893	303,795	
	作業療法士	40	39.5	290,435	5,736	284,699	
	総看護師長	4	55.3	469,750	19,300	450,450	部下に看護師長 5 人以上
	看護師長	58	49.1	382,476	34,921	347,555	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看護師	169	42.9	316,838	39,405	277,433	
	准看護師	43	49.6	304,497	46,887	257,610	

その3 再雇用者

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	*	65.5	538,820	0	538,820	その1の1 企業規模計の 備考欄参照
	事務・技術部長	5	62.9	426,994	0	426,994	
	事務・技術部次長	—	—	—	—	—	
	事務・技術課長	*	67.5	199,200	0	199,200	
	事務・技術課長代理	—	—	—	—	—	
	事務・技術係長	4	64.5	225,352	9,331	216,021	
	事務・技術主任	8	63.1	272,978	4,770	268,208	
	事務・技術係員	151	63.5	261,194	14,435	246,759	

第4表 民間事業所の従業員と職員との対応関係

行政職 給料表	民間企業	
	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第5表 民間における初任給の改定状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

学歴		項目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計 (100人以上)	% 20.5	% (63.7)	% (36.3)	% (―)	% 79.5	
		500人以上	27.0	(56.2)	(43.8)	(―)	73.0
		100人以上 500人未満	17.2	(69.7)	(30.3)	(―)	82.8
	【参考】 100人未満	23.4	(85.1)	(14.9)	(―)	76.6	
	高校卒	規模計 (100人以上)	13.1	(45.1)	(54.9)	(―)	86.9
500人以上			20.9	(34.7)	(65.3)	(―)	79.1
100人以上 500人未満			9.2	(57.0)	(43.0)	(―)	90.8
【参考】 100人未満		13.3	(100.0)	(―)	(―)	86.7	

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
- 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第6表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模					
係 員	規 模 計 (100人以上)		%	%	%	%
	500人以上		37.0	7.2	0.0	55.8
	100人以上 500人未満		40.4	0.0	0.0	59.6
	【参考】 100人未満		35.5	10.6	0.0	53.9
	100人未満		37.2	9.3	0.0	53.5
課長級	規 模 計 (100人以上)		36.4	7.7	0.0	55.9
	500人以上		40.4	0.0	0.0	59.6
	100人以上 500人未満		34.3	11.9	0.0	53.8
	【参考】 100人未満		38.6	9.6	0.0	51.8
	100人未満		38.6	9.6	0.0	51.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目		定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
	企業規模		定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし	
係 員	規 模 計 (100人以上)		%	%	%	%	%	%
	500人以上		96.4	96.4	25.7	2.8	67.9	3.6
	100人以上 500人未満		97.2	97.2	5.7	0.0	91.5	2.8
	【参考】 100人未満		96.0	96.0	35.0	4.0	57.0	4.0
	100人未満		84.7	84.7	42.1	0.0	42.5	15.3
課長級	規 模 計 (100人以上)		94.1	94.1	16.7	3.0	74.4	5.9
	500人以上		97.2	97.2	5.7	0.0	91.5	2.8
	100人以上 500人未満		92.3	92.3	33.6	3.9	54.8	7.7
	【参考】 100人未満		84.0	84.0	41.8	0.0	42.2	16.0
	100人未満		84.0	84.0	41.8	0.0	42.2	16.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第7表 民間における住宅手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	45.7%
支 給 し な い	54.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第8表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
95.8%	(3.3%)	(85.4%)	(0.0%)	(11.3%)	4.2%

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない(その3において同じ。)

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(その2、その3及びその4において同じ。)

その2 自動車使用者に対する通勤手当の距離段階別月額支給の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

	距離段階別定額制における支給月額					
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,421円	7,100円	12,594円	17,199円	21,488円	24,596円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	26,338円	27,182円	28,040円	28,762円	29,498円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
7.1%	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	92.9%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その４ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

(令和７年職種別民間給与実態調査)

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
0.0%	0.0%						

- (注) １ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、
一定額制として支給する事業所を100とした割合である。
２ 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第９表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和７年職種別民間給与実態調査)

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
68.8	31.2	61.7	38.3	60.5	39.5

- (注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第10表 民間における定年制の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	76.8	23.2	0.0

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(次表及び第12表において同じ。)

第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

区分 \ 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級	81.8	75.9	18.2
非管理職	81.8	75.9	18.2

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(次表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和7年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
71.0	71.0

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

Ⅱ 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における勤労者世帯の地域区分のうち、食料費については高知市、食料費以外については中都市の令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

また、1人世帯については、上記の費目別平均支出金額を、全国の4人世帯の各費目別平均支出金額で除して求めたものに、人事院が算定した1人世帯の金額を乗じて、各費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和6年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して求めたもの（人事院作成）

第13表 高知市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	29,680	40,090	51,270	62,450	73,630
住 居 関 係 費	43,930	57,030	47,590	38,160	28,720
被 服 ・ 履 物 費	5,940	4,270	6,810	9,340	11,880
雑 費 I	26,710	39,140	54,510	69,860	85,230
雑 費 II	9,510	15,490	20,260	25,040	29,820
計	115,770	156,020	180,440	204,850	229,280

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.491	0.628	0.765	0.902
住 居 関 係 費	1.033	0.862	0.691	0.520
被 服 ・ 履 物 費	0.300	0.477	0.655	0.832
雑 費 I	0.247	0.344	0.441	0.539
雑 費 II	0.285	0.373	0.461	0.548

Ⅲ 職員給与関係資料（令和７年職員給与実態調査）

第14表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

項目 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全 給 料 表	11,589 人	41 歳 4 月	19 年 3 月
行 政 職	3,977	40 . 7	18 . 11
研 究 職	195	42 . 5	19 . 4
医 療 職 (1)	22	43 . 10	18 . 11
医 療 職 (2)	113	43 . 1	20 . 5
医 療 職 (3)	19	45 . 5	21 . 10
小・中学校等教育職	3,686	41 . 5	18 . 9
高等学校等教育職	1,990	44 . 1	22 . 1
警 察 官	1,587	38 . 6	17 . 7

第15表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

項目 給料表	給料表 別人員 構成比	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	100.0 %	76.4 %	4.0 %	19.6 %	0.1 %	54.4 %	45.6 %
行 政 職	34.3	60.3	5.2	34.4	0.1	55.8	44.2
研 究 職	1.7	96.4	—	3.6	—	63.6	36.4
医 療 職 (1)	0.2	100.0	—	—	—	45.5	54.5
医 療 職 (2)	1.0	69.9	30.1	—	—	32.7	67.3
医 療 職 (3)	0.2	—	89.5	10.5	—	15.8	84.2
小・中学校等教育職	31.8	96.6	3.4	—	—	41.3	58.7
高等学校等教育職	17.2	94.4	3.5	2.1	0.1	50.2	49.8
警 察 官	13.7	45.6	0.4	53.9	0.2	87.6	12.4

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第16表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	全 職 員		行政職給料表適用職員	
	令和7年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和6年4月
給 料	円 353,762	円 343,270	円 320,921	円 311,939
扶 養 手 当	8,102	7,589	6,695	6,652
地 域 手 当	466	464	777	794
住 居 手 当	6,700	6,811	6,877	7,178
管 理 職 手 当	5,605	4,943	6,137	5,673
そ の 他	1,944	2,036	633	650
合 計	376,579	365,113	342,040	332,886

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当（基礎額）である。
3 令和6年4月の全職員については、7割措置適用者を含めた額である。

第17表 職員の給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職 (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1			1				1		3
2								3	1
3							2	5	4
4		1					29	6	6
5		2		1		1	12	3	5
6		1	2				2	1	1
7			2	1					1
8		8	3	2			1		2
9	19	3	4	1		1			
10	5	4	3	3					
11	3		2						
12	2	9							
13	29	39	8	3					
14	4	11	21	2					
15	2	12	10	7		1			
16		9	30	6					
17	32	44	13	8					
18	6	9	37	4					
19	8	28	15	5					
20	2	16	32	4					
21	25	52	11	8					
22	4	12	37	8					
23	8	35	33	5	1	1			
24	2	33	27	4					
25	19	24	16	6	1				
26	2	29	42	11	1				
27	7	17	23	6	1				
28	4	40	29	13					
29	95	19	25	11	1				
30	5	19	28	8					
31	15	14	27	8	1				
32	3	22	19	2	1				
33	83	8	22	13	3				
34	8	24	30	2		1			
35	14	7	25	4		1			
36	20	13	22	3		1			
37	69	3	25	15		1			
38	12	9	11	8	2				
39	22	3	22	10	2	2			
40	15	1	12	9	3	6			
41	53	4	19	13	3	9			
42	15	2	8	5	1	6			
43	21	1	19	8	3	18			
44	10	2	16	7	2	32			
45	19		14	13		8			
46	11		4	7		5			
47	2		10	15	3	16			
48	3		6	7	1	6			
49			6	13	2	19			
50	2		9	9	2	7			
51	3		10	11	3	9			
52	2		6	9	2	4			
53	5		2	20	5	11			
54	2		4	10	2	4			
55	1		7	16	2	9			
56	2		6	14	1	4			
57	2		2	20	4	4			
58	1		2	9	4	8			
59	1		2	15	3	8			
60	1		3	13	4	3			
61			3	16	6	8			
62	2		2	15	4	4			
63			6	17	4	4			
64	2		2	6	5	3			
65			2	22	7	22			
66	2		2	12	6				
67			4	7	8				
68	1		4	9	14				
69	1		3	16	29				
70			3	13	19				
71			1	19	20				
72			2	10	10				
73	1		4	12	26				
74			4	12	8				
75			3	16	12				
76	1		2	5	9				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	1			9	144				
78			1	11					
79			4	5					
80			1	14					
81	1		4	20					
82			4	16					
83			3	8					
84			2	8					
85			6	160					
86			1						
87			1						
88			4						
89			7						
90			1						
91			4						
92			1						
93			7						
94			4						
95			3						
96			3						
97			5						
98			6						
99			6						
100			5						
101			4						
102			5						
103			6						
104			6						
105			5						
106			3						
107			9						
108			4						
109			47						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	712	590	1,052	893	395	247	47	18	23
							合計	3,977	

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下同じ。)

その2 研究職						(単位:人)							
号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1							61						
2							62						
3							63				1		
4							64						
5			4			1	65				2		
6							66						
7				2			67						
8						1	68				3		
9			3				69						
10							70						
11				1			71						
12							72						
13			2	1			73				1		
14				3			74						
15							75				1		
16				2			76						
17			3				77				1		
18			1				78				1		
19			1				79				1		
20							80						
21			6	2			81				59		
22			1	4			82						
23			2	3			83						
24				1			84						
25			3	2			85						
26			2				86						
27			3				87						
28				1			88						
29			2	5			89						
30			1	2			90						
31				1			91						
32			2	1			92						
33			3	4	1		93						
34			1		6		94						
35			1	2			95						
36			4	2			96						
37			4		1		97						
38			3				98						
39			1	1			99						
40			3				100						
41			2				101						
42							102						
43			1	1	1		103						
44				1			104						
45							105						
46			1	1			106						
47				1			107						
48							108						
49			1	1			109						
50			2				110						
51					1		111						
52							112						
53				1			113						
54							114						
55					1		115						
56							116						
57				1			117						
58							118						
59							119						
60				1			120						
							121			1			
計		0	64	118	11	2	合計		195				

その3 医療職(1)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				2
6				2
7			1	1
8				3
9				1
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16		1		
17	4			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25	2			
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1	2	3	4
49			1	
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	9	1	3	9
合計			22	

その4 医療職(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14							
15							
16		1					
17		1					
18							
19		3			1		
20							
21							
22							
23		4					
24							
25							
26			2		1		
27		2			1		
28			1				
29		2					
30					1		
31		1					
32		1	1				
33		1			1		
34			2				
35				1		1	
36				1		1	
37				1			
38		1					
39		1				1	
40			1	1			
41		1	1				
42			1				
43							
44		2		1	3		
45		1		1			
46			1				
47		3	1		1		
48		1	1		1		
49		1					
50							
51					1		
52		1		1	1		
53				1			
54		1	1	1			
55							
56							

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
57				1			
58					1		
59					2		
60							
61							
62							
63					1		
64					1		
65							
66					1		
67							
68					2		
69							
70							
71				1			
72							
73					1		
74							
75				1	1		
76				1	1		
77				2	12		
78							
79				1			
80				1			
81				2			
82							
83							
84							
85				1			
86							
87				1			
88							
89							
90							
91							
92				2			
93							
94							
95				1			
96							
97				1			
98							
99							
100							
101				7			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	0	30	13	32	35	3	0
合計							113

その5 医療職(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30				1		
31				1		
32						
33		1				
34						
35						
36						
37				1	1	
38						
39						
40						
41						
42						
43				1		
44						
45					1	
46						
47				1		
48						
49				2		
50						
51				1		
52						
53						
54						
55				1		
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63		1				
64						
65						
66		1				
67		1				
68						
69						
70				1	1	
71						
72						
73					1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80				1		
81						
82						
83						
84						

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	4	2	9	4	0
合計					19	

その6 小・中学校等教育職

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					3
7					4
8					5
9					6
10					3
11		1			21
12					18
13					14
14					12
15					14
16					13
17		79			15
18					6
19		4			11
20		4			8
21		105			75
22					
23		8			
24		2			
25		81			
26		3			
27		18			
28		1			
29		96			
30		1			
31		31			
32		2			
33		87			
34		2			
35		28			
36		5			
37		90			
38		8			
39		27			
40		9			
41		63			
42		12			
43		30			
44		57			
45		24			
46		37			
47		20			1
48		48			1
49		12			
50		34			
51		20			
52		45			
53		14			
54		37	1		2
55		10	1		1
56		32			
57		9			1
58		38			
59		11	1		3
60		40	1		2
61		21	1		2
62		39	1		
63		23	1		3
64		30			5
65		22			5
66		31	3		1
67		14	1		6
68		38	3		7
69		22			9
70		22			11
71		16			12
72		25			12
73		21	1		13
74		28	2		8

級 号給	1	2	特2	3	4
75		28	1	12	
76		18	2	15	
77		24		13	
78		20	1	12	
79		20	2	8	
80		15	1	12	
81		26	2	101	
82		10	1		
83		26	2		
84		11	2		
85		27	2		
86		16			
87		17	1		
88		11	2		
89		29	2		
90		11			
91		18	1		
92		8	1		
93		15			
94		11	1		
95		18	2		
96		11	1		
97		17	5		
98		9			
99		13			
100		13			
101		23			
102		8			
103		9			
104		20			
105		16			
106		13			
107		23			
108		12			
109		18			
110		11			
111		12			
112		9			
113		8			
114		19			
115		11			
116		16			
117		9			
118		8			
119		7			
120		9			
121		14			
122		9			
123		9			
124		7			
125		6			
126		10			
127		17			
128		13			
129		15			
130		13			
131		8			
132		14			
133		11			
134		15			
135		14			
136		21			
137		16			
138		14			
139		9			
140		25			
141		32			
142		24			
143		30			
144		36			
145		37			
146		24			
147		29			
148		23			
149		296			
計	0	3,131	49	278	228
				合計	3,686

その7 高等学校等教育職

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		12			
6					
7					
8		1			
9		15			
10					1
11		2			
12		1			
13		15			
14					
15		3			2
16		2			
17		28			
18		1			
19		7			6
20		1			8
21		20			21
22		1			
23		2			
24		2			
25	1	30			
26					
27		10			
28	1	8			
29	1	25			
30		6			
31		7		1	
32		15			
33	1	4			
34		6		1	
35		7			
36		17			
37		4			
38		10			
39		12		1	
40		10		1	
41	1	14			
42		7			
43		5			
44		18		1	
45		3			
46	1	15	1	1	
47		9			
48	1	20		3	
49	1	7		3	
50	1	18		4	
51	1	9		7	
52	1	12		3	
53		10		3	
54		23		6	
55	2	5		1	
56	2	16		5	
57		12		6	
58	2	13		1	
59	1	17		2	
60	5	13		3	
61		17		31	
62		7			
63		15			
64		16			
65	2	17			
66		5			
67		12			
68	1	19	1		
69	2	9			
70		10		1	
71	5	11	1		
72		5			
73		12			
74	1	8			
75	1	14			
76	2	4			

級 号給	1	2	特2	3	4
77		11			
78	2	6	2		
79	1	9			
80		7			
81	1	9			
82	1	8	1		
83	1	13	1		
84		2	2		
85		10			
86		5			
87		9	2		
88	3	4			
89	4	16			
90		10			
91	2	13			
92	3	10	1		
93	1	11			
94		8			
95	2	12			
96	2	9	1		
97	1	10	2		
98		9			
99	2	15			
100	2	9			
101	2	14			
102		4			
103		22			
104		10			
105	3	7			
106	2	4			
107	1	12			
108	1	9			
109	2	12			
110	3	7			
111	2	13			
112	2	8			
113	3	9			
114		13			
115	2	11			
116	2	3			
117	2	14			
118	2	12			
119	2	13			
120	4	16			
121	1	10			
122	2	12			
123	1	19			
124	2	14			
125		14			
126	1	12			
127	1	23			
128	3	16			
129	2	23			
130	2	16			
131	2	29			
132	1	16			
133	2	26			
134		16			
135	4	25			
136	1	16			
137		262			
138					
139	1				
140	2				
141	1				
142	1				
143					
144	1				
145	1				
146	1				
147	2				
148	1				
149	3				
150	2				
151	3				
152	2				
153	8				
計	154	1,698	16	84	38
				合計	1,990

その8 警察官

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2								6	4
3								1	3
4								4	1
5									
6									
7	20								
8	3								
9									
10									
11	13								
12	5								
13	1								
14				1					
15	5								
16	1		1						
17	14		1	1					
18	3								
19	2		1						
20				1					
21	15				1				
22									
23	2			1					
24	1		1	1	1				
25	31								
26	12	1	1	1					
27	5	1	1	1					
28	1	17	2	1					
29	25	3	2	3					
30	5	11	2		1				
31	8	2		1					
32	5	9	5	3	1				
33	18	2	1	3					
34	19	13	1	2					
35	7	4	2	2	1				
36	3	12	3	2	1				
37	2	1	4	3					
38	3	15	6	2	3				
39	4	3	1	2					
40	2	9	1	3					
41	2	1	2	2	2				
42		14	6	4	3	1			
43		4	2	6	1		1		
44		9	3	6	5				
45	2	9	5		1		4		
46		7	8	4	4		4		
47	1	4	3	3					
48	1	7	7	5	2			1	
49	1	4	8	3	6			3	
50	2	8	7	5	3			5	
51		8	5	3	2	1		3	
52		3	10	5	2			1	
53	1	8	4	2	3			4	
54		6	8	3	5				
55	1	3	6	4	1	1		2	
56		3	9	3	7			1	
57		6	7	4	7	1			
58	1	13	12	4	1			1	
59		9	8	2	5			4	
60		7	11	6	9			2	
61		8	8	5	6				
62		4	7	7	5	1			
63		2	7	1	10	2		3	
64	2	4	3	2	3	3		1	
65		2	7	3	5	1	10		
66		4	9	5	1	3			
67		2	8	2	12	3			
68			5	4	7	3			
69		1	5	4	7	9			
70		1	7	2	8	2			
71				1	6	1			
72		1	4	5	7	4			
73	1	2	3	3	7	3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
74		1	7	3	1	2			
75		1	2	1	3	1			
76		1	4	6	8				
77		1	7	8	2	14			
78			4	3	2				
79				2	3				
80		1	5	2	5				
81		2	1	6	8				
82		1	5	2	1				
83			3	7	2				
84			2	1	1				
85			10	2	38				
86			5	7					
87			2	4					
88		1	5	4					
89			3	7					
90			4	3					
91			1	4					
92			3	1					
93			3	4					
94			2						
95		1	1	9					
96			9	1					
97				2					
98				3	5				
99				2	5				
100				2	1				
101				2	2				
102				2	1				
103				2	6				
104				3	1				
105					4				
106				3					
107				1	4				
108				1	4				
109				2	2				
110					1				
111				2	2				
112				1	3				
113				1	4				
114				3	1				
115					4				
116				2					
117				1	5				
118					2				
119				1	5				
120					1				
121				1	28				
122									
123									
124									
125				2					
126									
127									
128									
129									
130									
131				1					
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141				1					
142									
143									
144									
145									
計	250	277	367	332	236	56	50	11	8
							合計	1,587	

第18表 職員の通勤状況

その1 交通機関の種類別通勤状況
(交通用具併用者を除く。)

バス	人数 (人)	170
	運賃平均 (円)	17,440
鉄道	人数 (人)	175
	運賃平均 (円)	17,759
電車	人数 (人)	244
	運賃平均 (円)	10,241
交通機関の乗継ぎ等	人数 (人)	26
	運賃平均 (円)	24,911
計	人数 (人)	615
	運賃平均 (円)	15,039

その2 交通用具の種類別通勤状況
(交通機関併用者を除く。)

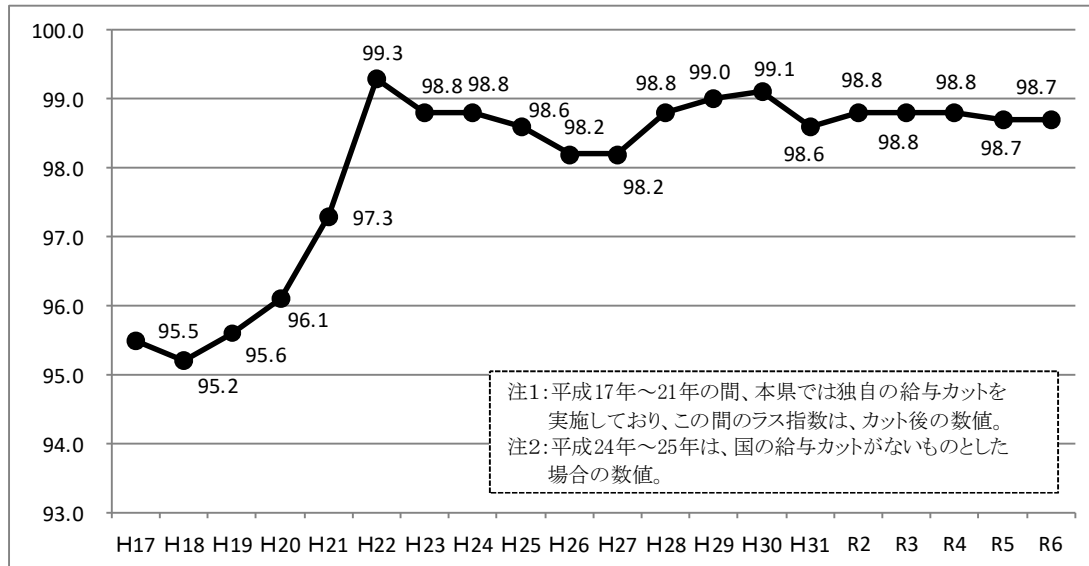
距離 交通用具		2km 以上	20km 以上	40km 以上	50km 以上	60km 以上	計
		20km 未満	40km 未満	50km 未満	60km 未満		
自転車	人数 (人)	699					699
	構成比 (%)	100.0					100.0
	手当平均 (円)	3,657					3,657
二輪車等	人数 (人)	751	7	1		1	760
	構成比 (%)	98.9	0.9	0.1		0.1	100.0
	手当平均 (円)	5,327	15,514	24,800		36,800	5,488
自動車	人数 (人)	5,286	1,531	301	141	98	7,357
	構成比 (%)	71.9	20.8	4.1	1.9	1.3	100.0
	手当平均 (円)	6,227	17,099	31,568	37,426	46,800	10,665
計	人数 (人)	6,736	1,538	302	141	99	8,816
	構成比 (%)	76.4	17.4	3.4	1.6	1.1	100.0
	手当平均 (円)	5,860	17,092	31,545	37,426	46,699	9,663

その3 通勤方法別割合

全職員	11,329人	100.0%
交通用具使用者	8,816人	77.8%
交通機関利用者	615人	5.4%
交通機関と交通用具併用者	79人	0.7%
非受給者	1,819人	16.1%

Ⅳ 国家公務員給与との比較

第19表 ラスパイレス指数の推移



第20表 平均給料月額

(単位：百円、%)

	R5	R6		R7 改定後
		R6. 4～	R7. 4～	
県（行政）	3, 129	3, 214	3, 201	3, 312
国(行(一))	3, 228	3, 306	3, 262	3, 372
差額	▲ 99	▲ 92	▲ 61	▲ 60
率	▲ 3. 07	▲ 2. 78	▲ 1. 87	▲ 1. 78

R6は、給与制度のアップデートでR6.4とR7.4の2回給料表が改定された

第21表 給料表の水準（全級号給の合計額）

(単位：百円、%)

	R5	R6		R7 改定後
		R6. 4～	R7. 4～	
県（行政）	2, 499, 553	2, 557, 123	1, 902, 332	1, 964, 937
国(行(一))	2, 470, 310	2, 531, 319	1, 884, 856	1, 946, 429
差額	29, 243	25, 804	17, 476	18, 508
率	1. 18	1. 02	0. 93	0. 95

R6は、給与制度のアップデートでR6.4とR7.4の2回給料表が改定された